

北海道議會時報

第 7 卷 第 10 号

昭和 30 年 10 月



北海道議會事務局

— 第 10 号 目 次 —

議会の動き

第二回臨時道議会…………… 1

本 会 議…………… 1

常任委員会…………… 8

特別委員会…………… 21

総合開発調査特別委員会

水害対策特別委員会

決議・意見書…………… 5

会 合

九都道府県議会議事務局長会…………… 24

一道北部七県議会議事務連絡協議会…………… 24

一道北部七県議会議長会…………… 24

全国都道府県議会議長会…………… 24

資 料

地方交付税十月交付額…………… 26

入場譲与税十月交付額…………… 26

義務教育費国庫負担金十月交付額…………… 27

昭和三十年代

地方債（電気事業起債）前貸額追加配分…………… 28

九月十五日現在産米収穫予想…………… 28

雑 録

地方行政疑義問答集…………… 30

報道から拾う…………… 32

解放地、地主に戻る

有料の社宅借受けは賃貸借か、使用貸借か

図書室だより…………… 34

九月のメモ

雑誌類総合目次 (5) (30・1月～6月)



議会の要約

K.U

第二回臨時道議会

日ソ交渉の経過に鑑み、領土返還に関する要望決議を行うことを主題とした第二回臨時道議会は九月二十三日招集、同日開会されたが、各派の共同提案ならず、翌二十四日未明、社会、道政連、協同ク三派共同提案の決議案第一号を可決、労働党提出の決議案第二号を否決して、二十四日午前二時十四分閉会した。

本 会 議

○九月二十三日 午後二時五十五分荒議長開会を宣し、引続き開議、会議録署名議員の指名の後、予め時間延長、諸般の報告について議長より、元道会議員堺頼吉君八月二十八日逝去につき議長より弔詞を贈呈の旨を報告、日程に入り、日程第一常任委員選任について諮り、水産、労働委員に沖野議員(道政)及び麻里議員(道政)農務、民生委員に大島議員(道政)総務、建築委員に岩田議員(道政)農地開拓、文教

第二回臨時道議会に知事から提出のあつた案件

提出月日	番 號	名	議事経過
九、二三	一	昭和三十年度北海道歳入歳出追加予算	九、二三 原案可決

報 告

提出月日	番 號	名	議事経過
九、二三	一	専決処分報告の件	九、二四 承認議決
同	二	専決処分報告の件	同
同	三	専決処分報告の件	同
同	四	専決処分報告の件	同
同	五	専決処分報告の件	報 告
同	六	専決処分報告の件	同

議員から提出のあつた案件

提出月日	番 號	名	議事経過
九、二四	一	千島及び歯舞諸島返還並びに北方漁業拡大要望決議	九、二四 原案可決

委員に徳中議員（道政）議会運営委員に天谷議員（協ク）を決定、暫時休憩、再開の後日程第二議案第一号及び報告第一号乃至第六号を一括議題に供し、知事の説明を聴取、報告第一号乃至第四号は総務委員会付託に決し、午後三時十二分休憩。午後六時四十三分再開、ついで通告の代表質疑に入り、新川議員（労）より、千島、齒舞諸島返還問題に関する知事の所信特に①日ソ交渉に関連して西独とソ連の交渉成立に対する見解、②領土問題に関するサンフランシスコ条約の改正の必要と政府の国際会議提唱に対する知事の態度、③領土問題の提唱による日ソ交渉打切り気運に対する見解、④根室の住民大会に関する知事の発言、⑤沖繩、南樺太返還に関する外人記者団に対する知事の見解表明、⑥漁業の安全操業問題の早期解決、⑦返還せらるべき領土利用の具体的内容等について質疑、知事より答弁、新川議員（労）より、西独とソ連の交渉成立に対する知事の見解、領土問題に関する条約改正問題、南樺太返還に関する見解について再質疑三回、知事より答弁があつて、議案第一号は原案可決、ついで福島議員（道政）より、汚職事件に関する人事管理の問題について緊急質問があり、知事、総務部長より答弁、福島議員より再質疑があり、総務部長より答弁があつて、午後八時十五分休憩、午後十一時五十三分再開、明日は休日であるが特に午前零時十分より会議を開くことについて諮り、異議なくそのこととし、午後十一時五十四分散会。

知事説明要旨

只今議題となりました案件について、その大要を御説明申し上げたいと存じます。

先づ昭和三十年度北海道歳入歳出追加予算案についてであります、今回

三十二万円

を追加いたしましたのは、千島及び齒舞諸島返還並びに北方漁業拡大促進のための当面の所要経費を計上いたしました次第であります。

同	同
二	日ソ国交回復並びに北方漁業拡大要望決議
三	水害対策特別委員会に対し事件併託等に関する決議
九、二四	原案可決

請願・陳情

第二回臨時道議会において、各常任委員会に付託された請願、陳情並びに審査の結果はつぎのとおり。

文書 番號	件名	請願者	委員 會託	審 査 の 果
115	千島列島返還に関する件	千島列島 居住者連盟代表	総務	継続審査

陳情

文書 番號	件名	陳情者	委員 會託	審 査 の 果
197	秩父別村水害による特別交付税交付の件	秩父別村長	総務	継続審査
198	秩父別村水害による農業災害対策の件	同	農務	同
199	秩父別村水害による土木災害対策の件	同	土木	同
200	多渡志村水害による財政対策の件	多渡志村長	総務	同
201	多渡志村水害による土木災害対策の件	同	土木	同
202	多渡志村水害による耕地災害対策の件	同	農地開拓	同

この機会に千島及び齒舞諸島の返還並びに北方漁業の拡大について最近の経過を御報告申し上げ、更にこれが実現を期するため、議員各位の特段の御協力をお願い致す次第であります。

去る三月の定例道議会におきまして、日ソ国交調整に關する要望決議がなされ、その中において千島列島、齒舞諸島及び色丹島の早期返還、残留抑留者の早急送還、日ソ漁業協定の促進並びに通商貿易協定の促進等の実現を期されたのであります。

幸い六月一日、日ソ交渉が開始され、国交調整が一步前進致しましたことは、洵に喜びに堪えない次第でございます。

しかも、この交渉の過程において、これら諸問題のうち、抑留邦人の送還につきましては、明るい見通しが得られたのであります。領土問題、その他につきましては、いまだその見通しを得られない状態にあります。特に領土問題につきましては、報道機関の伝えるところによりますと、道議会決議の「千島列島、齒舞諸島及び色丹島の早期返還」については、必ずしも容易ならざるものがあるようであります。

そこで領土並びに漁業問題に關する運動の経過を申し述べたいと思ひます。

本年五月松本俊一氏が首席全権に決定しました際に直ちに同氏激励懇談会を開き、格段の努力をお願い致したのであります。

又六月二十一日には、日ソ交渉に国内与論を反映させるため東京都において、千島、齒舞諸島返還懇請同盟、北方漁業促進北海道期成会、道議会及び道の四者が主催となりまして「千島、齒舞諸島返還、北方漁業拡大促進国民大会」を開催し、内外関係機関に陳情を行った次第であります。

その後八月十八日道議会、同盟、期成会及び道の四団体代表者会議をもち、目的達成の決意を声明し、翌十九日には、道議会議長をはじめ各団体代表とともに上京いたし、首相、外務政務次官、欧州参事官と会見の上、要望書を手交したのであります。

二十七日には、自治団体六者主催の下に実質的に道民大会に代るべき全道各界代表者大会を札幌において開催し、千島、齒舞諸島の返還と北方漁業拡大を決議し、九月一日六団体代表は、決議文を首相、その他政府要人に手交し、さらに外人記者団及び在京各報道機関と会見し、返還運動等に關する協力を要請いたしました次第であります。

218	217	216	215	214	213	212	211	210	209	208	207	206	205	204	203
留萌管内水害による開拓農家対策の件	留萌管内水害による土木対策の件	留萌管内水害による営農対策の件	留萌管内水害による財政対策の件	留萌市水害による水産加工関係被害対策の件	留萌市水害による防疫対策の件	留萌市水害による民生対策の件	留萌市水害に対し営農対策の件	留萌市水害に対し土木施設復旧対策の件	留萌市水害に対し財政対策の件	旭川市八月水害による開拓地災害対策の件	旭川市八月水害による農業災害対策の件	旭川市八月水害による土木災害対策の件	旭川市八月水害に対し災害救助法の適用並びに応急対策の件	旭川市八月水害により罹災民に対し税減免の件	多渡志村水害による営農対策の件
同	同	同	留萌管内水害対策委員長	同	同	同	同	同	留萌市長	同	同	旭川市長	同	旭川市議会議長	同
農地開拓	土木	農務	総務	商工	衛生	民生	農務	土木	総務	農地開拓	農務	土木	民生	同	農務
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

なおこの折、外人記者団より沖繩、南樺太等の返還との関連についての質問がありました。これらの返還運動とも相提携して進みたい旨を表明致しました。

九月七日及び十日にそれぞれ全国知事会及び全国都道府県議会議長会が返還懇請の決議を行い、また道内各種自治団体もそれぞれ同趣旨の決議を行つております。

さらに一般の動向を見ますのに、七月十八日函館市において日中、日ソ国交回復函館地方会議が開かれ、国交回復、漁業問題等八項目の決議が採択され、又地元根室町においても領土返還についての活潑な動きが見られ、九月二日には現地懇談会、十一日には千島復帰委員会、二十日には領土返還住民大会が開催されたほか、十一日には札幌市において千島居住者連盟発会式が行われる等、日ソ交渉を契機として与論は急速に結集されつつあるのであります。

最近の道民運動乃至国民運動推進の過程において、われわれが表明した主張の要点をあげますと、

- 一 領土問題は、正しい条理に基いて解決されるべきであり、従つて、われわれは千島全島の返還を期する。
 - 二 領土問題は、あくまで日ソ兩國間の友好的な関係において解決を図るべきである。
 - 三 北方漁業拡大は、蛋白資源の確保と漁民生活安定のため、日ソ交渉において円満解決を図るべきである。
 - 四 領土問題解決の方法として、政府は国際会議を提唱している如くであるが、これは日本側の一人角力に終り、實質的には領土放棄になることのないよう特に留意すべきである。
 - 五 漁業拡大を願う余り、領土問題を極めて軽視する主張が極く一部にあるようであるが、これは領土問題を棄めて取扱うものと言わざるを得ない。
 - 六 返還せらるべき領土の利用については、国際緊張を増大、深刻化せしめないよう格別の配慮と対策が必要である。
- 以上最近の運動の経過を申しのべましたが、日ソ交渉は既に十数回におよび、根本全権は一時帰国の上、今後の交渉につき政府と協議に入ることとなつており、領土問題及び北方漁業の問題は、今や重大段階に立つてゐるものと判断されるのであります。

かかる時期に当りまして、世界平和の確立と日ソ国交調整の大道を歩みつつ、

231	230	229	228	227	226	225	224	223	222	221	220	219
十勝管内水害による開拓農家対策の件	十勝管内水害による民生対策の件	十勝管内水害による土木災害対策の件	十勝管内水害による営農対策の件	秩父別村水害による農耕地並びに農業用施設復旧対策の件	十勝管内水害による林業対策の件	稚内市水害に対し林政対策の件	稚内市の水害に対し財政対策の件	稚内市の水害に対し土木施設復旧対策の件	稚内市の水害に対し営農対策の件	留萌管内水害に対し応急失対事業実施の件	留萌管内水害に対する衛生対策の件	留萌管内水害による民生対策の件
同	同	同	十勝町村会会長	秩父別村長	十勝町村会会長	同	同	同	稚内市長	同	同	留萌管内水害対策委員長
農地開拓	民生	土木	農務	農地開拓	同	林務	総務	土木	農務	労働	衛生	民生
同	同	同	同	同	同	同	同	同	継続審査	採択	同	継続審査

これらの問題解決の万全を期するため、特に強力な運動を展開いたさねばならぬと考える次第であります。

議員各位におかれましては、今日の客観情勢に対し深い御理解をいただき、適切な御協力を賜りたくお願い申し上げます。

次に報告案件について申し上げます。

報告第一号乃至第三号は、道職員、道学校職員及び道警察職員に対する本年度における寒冷地手当及び石炭手当の支給に關する条例でありまして、昭和三十年八月三十一日に支給いたしますため、これを専決処分いたしました次第であります。支給内容は昨年度と同様、寒冷地手当にあつては、給料及び扶養手当月額の八割額、石炭手当にあつては、世帯主一万九千五百円、その他の者六千五百円といたしました次第であります。

次に報告第四号についてであります。本件は、昭和三十年年度道費普通会計の追加予算及びこれに關連する起債に關する事項であります。

この措置により追加いたしました予算は、特別失業対策道路事業費でありまして、現下の經濟事情を反映し失業者の漸増しつつある状況に鑑み、札幌外八市を対象とし、道路改良、舗装道新設等、緊急就労対策事業を実施しようとするものでありまして、この程国库補助金交付の見通しを得ましたので、施行時期等をも勘案し急務を要するものと認められましたので、専決処分により措置いたしました次第であります。予算の総額は、

一億一千六百十五万円	
国庫支出金	七千五百五十万円
道債	四千万円
雑収入	六十五万円

をもつて収支の均衡を得た次第であります。

なお、報告第五号及び第六号は、町村合併により久遠郡大成村の新設及び町制の施行等に伴い、道立診療所条例及び道警察組織条例の一部を改正する条例を専決処分いたしました次第であります。

以上今回提出いたしました案件について、その概要を御説明申し上げた次第であります。

何卒よろしく御審議の程をお願い申し上げます。

○九月二十四日 午前一時五十三分開議、諸般の報告の後、日程第一報告第一号乃至第四号を議題に供し、二瓶総務副委員長（協ク）より委員会の審査の経過並びに結果について報告、いずれも承認議決、次に

日程に追加し決議案第一号及び第二号を一括議題とし、決議案第一号について森川議員（社）より、決議案第二号について和平議員（労）よりそれぞれ趣旨弁明を行い、委員会の審査並びに討論を省略して起立の方法による採決に入り、決議案第一号は起立多数にて原案可決、決議案第二号は起立少数にて否決、次に日程に追加し決議案第三号を議題とし、趣旨弁明を省略、原案可決、次に日程に追加し陳情第二百二十一号を議題とし、本案は委員長報告を省略し、委員会決定のおり議決することについて諮り、異議なくそのことに決定、次に日程に追加し閉会申請願及び陳情継続審査の件を議題とし、本案は委員会に対し継続審査を付託することに決し、以上をもつて案件全部を議了、荒議長閉会の挨拶を行い、午前二時十四分開会。

決議・意見書

決議案第一號

（昭和30・9・24、原案可決）

千島及び齒舞諸島返還並びに北方漁業拡大要望決議

別紙案文の通り提出する。

昭和三十年九月二十三日

提出者議員	阿部英一
同	松尾三良
同	深山和圀
同	桶谷利男
同	西島順三
同	泉谷順治
同	増田信一

同	笠井幸衛
同	佐々木利雄
同	井川伊平
同	西川清吉
同	大島三郎
同	徳中祐満
同	宮坂寿美雄
同	吉田定次郎
同	中牧保
同	岩田留吉
同	松平武一
同	佐久間貞江
同	児玉由一
同	本多吉江
同	安達徳太郎
同	川端元治
同	高橋辰男
同	中野定敏
同	時田政次郎
同	西村武夫

議長 荒 哲 夫 殿

千島及び齒舞諸島返還並びに北方漁業拡大要望決議

日ソ両国間の国交調整は、世界平和の確立のため、きわめて緊要であり、かねてわれわれはそのすみやかなる実現を要望してきたが、目下進行中の日ソ交渉場裡における領土問題は漸く重大なる段階に達した観がある。

千島及び齒舞諸島が、歴史的事実を徹し伝統的に我が国の領土であることは歴然たる事実であつて、第二次世界大戦、戦後処理の基本方式として連合国が宣言した領土不拡張の原則からも、これら諸島の返還は国際正義にかない、ひいては世界恒久平和の基調であるものと信じ、本議会はしばしば決議をもつてその実現を要望し続けて来たところである。

さらに、日ソ両国間の平和実現に基き、日ソ漁業協定によつて、漁業海域の拡

大と北方漁業の安全操業を確保することが、日本経済の自立と漁民の生活安定のために必要不可欠の重要懸案であることもまた言を俟たない。
よつて、今次の日ソ外交交渉を契機として、千島及び齒舞諸島返還の熱烈にして正当な北海道民の宿願を必ず達成すると共に、北方漁業拡大と安全操業の実現を期するよう、万全の措置を講ぜられんことを、本議会の決議をもつて強く要望する。

北海道議會議長 荒 哲 夫

内閣総理大臣
外務大臣
衆議院議長
参議院議長
各通
各関係方面
右決議する。

北海道議会

決議案第一號

(昭和30・9・24、否決)

日ソ国交回復並びに北方漁業拡大要望決議

別紙案文の通り提出する。

昭和三十年九月二十四日

提出者議員 和 平 千 治
同 山 内 広
同 塚 田 庄 平
同 新 川 輝 隆
議長 荒 哲 夫 殿

日ソ国交回復並びに北方漁業拡大要望決議

日ソ両国間の国交回復は、世界平和の確立のためきわめて緊要であり、本議会は
に於てもしばしば決議をもつて要望し続けて来たものである。

目下進行中の日ソ交渉が円満妥結を見る事は、われ等のこの念願達成の好機として、その実現を心から切望しているのである。

依つて政府及び国会におかれては、日ソ間の交渉妥結をはかり、一日も早く平和条約を締結し、本道が当面している

一 北方漁場の拡大及び安全操業

一 日ソ貿易の促進

一 文化の交流

等の実現を計るために万全の努力を期待するものである。

ここに本議会の決議を以つて、国際信義と平和の精神に基き、速に諸懸案の解決をはかられる様強く要望する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

内閣総理大臣
外務大臣
衆議院議長
参議院議長
各閣僚方面

北海道議会議長

決議案第三號

(昭和30・9・24、原案可決)

議会運営委員長 高田 治 郎君提出

水害対策特別委員会に対し事件併託等に関する決議

一 水害対策特別委員会に昭和三十年八月並びに九月における水害の復旧対策の樹立及びその推進に関する事項を併託する。

二 本委員会に要する経費は、昭和三十年七月十五日議決の額と通じて昭和三十年度中二百万円以内とする。

(理由)

本年七月の水害に引続き八月の水害は、前後四回に亘り死傷四十一人の外、物的損害四十九億八千八百万円に達し、又九月の水害は、死傷十六人の外、八億八千五百四十八万円の物的損害を生じたので、これが復旧対策を樹立し、その推進を図る必要がある。

常任委員会

議会運営委員会

○九月二日 午前十一時七分、運営委員室において開議。

① 北海道議会議規則改正案について議事課長より説明、午後零時二十五分休憩、午後一時五十五分再開。

② 今後の審査方針について協議を行い、午後二時六分散会。

○九月三日 午後一時三十五分、運営委員室において開議。

① 議長より、千島及び齒舞諸島返還問題に関する経過並びに本問題に関する臨時道議会議招集の見通しについて説明。

② 議規則改正案について第一章より第五章まで逐条審査を行い、午後四時六分散会。

○九月十二日 午後一時四十分、運営委員室において開議。

前回は引続き議規則改正案第六章より第八章まで逐条審査を行い、午後四時十分散会。

○九月十三日 午前十時四十五分、運営委員室において開議。

① 前回は引続き議規則改正案第九章より逐条審査を行い(休憩一回)、逐条審査を終つて、暫時休憩、午後三時八分再開。

② 今後の進め方については小委員会を設けて原案作成を付託することとし、小委員の数は道政二、社会二、協夕一、労農一と委員長の

七名とし、小委員人選の結果は後刻報告することとし、午後三時十分散会。

○九月十三日 午後三時二十分、運営委員室において小委員会を開議。

次期小委員会は臨時道議会の招集とにちみ合せて開くこととし、それまでに会議規則改正案の問題点を抽出することとし、午後三時三十五分散会。

○九月二十一日 午前十一時、運営委員室において小委員会を開議。

会議規則改正案の問題点(第一条より第三十八条まで)に対する逐条審査を行い(休憩一回)、午後三時三十五分散会。

○九月二十二日 午前十一時十分、運営委員室において小委員会を開議。

昨日に引き続き問題点(第三十八条より第九十条まで)に対する逐条審査を行い(休憩一回)、ついで九月二十六日に小委員会を開くこととし、国会並びに京都府、東京都に対する調査日程(九月二十八日東京集合)を決定して、午後三時四十五分散会。

○九月二十三日 午前十一時二十五分、運営委員室において開議。

① 知事より、臨時議会招集の趣旨について説明。

② 議長より、日ソ交渉に関連して関係方面に要望、折衝等を行つたことについて報告。

③ 請願、陳情については、水害関係並びに千島、齒舞返還関係は急施を要するものとして取扱うことに決定。

④ 水害対策特別委員会に、八、九月の水害関係を併託の問題、特別委員会存続の問題、中間報告の問題、経費増額の問題等について各党において協議すること。

⑤ 議案及び報告第一号乃至第四号は一括総務委員会付託に決定、午後零時六分休憩、午後二時四十二分再開。

⑥ 本日の議事は、(1)日程第一常任委員の補充選任、(2)日程第二議案第一号及び報告第一号乃至第六号の知事の提案理由説明聴取、報告第一号乃至第四号を総務委員会に付託の後一旦休憩することとし、午後二時四十四分休憩、午後五時二十五分再開。

⑦ 福島議員(道政)より通告の「道職員汚職事件に関する人事管理について」の緊急質問は行うことに決定、緊急質問は知事説明に對する新川議員(労)の質疑の後に進行すること。

⑧ 議案第一号は即決することに決定。

⑨ 水害対策特別委員会に八、九月水害関係を併託すること並びに経費の増額を行うことに決定、なお次の議会に中間報告を行うよう委員長に連絡すること。

⑩ 請願、陳情について本日審査の終らないものについては閉会中継続審査とすることに決定。

⑪ 千島、齒舞返還に関する要望決議については、改めて議進を開かず起草委員を挙げて決議案をまとめ、案ができてから議進で諮ること、起草委員の数は六名とし、社会二、道政二、協ク一、労農一とすることに決定。

⑫ 本会議は緊急質問終了後一旦休憩することとし、午後五時五十五分休憩、午後十一時四十八分再開。

⑬ 明日は休日であるが特に午前零時十分より開議することについて議長より諮つて議決すること、また総務委員長報告は明日行うこととし、午後十一時五十分散会。

○九月二十四日 午前零時十三分、運営委員室において開議。

① 決議案第一号、第二号については趣旨弁明を行い、討論を省略して採決を行うこと。

② 決議案第三号は趣旨弁明を省略して即決すること。

③ 陳情第二百一十一号は労働委員長報告どおり議決すること、その他の請願、陳情は閉会中継続審査の議決することに決定、午前零時三十分休憩、午前一時二十三分再開。

④ 決議案第一号が可決された場合は中央折衝委員を派遣すること、派遣委員は五名とし、道政二名、社会二名、協ク、労農協議の上一名とすること、日程等は理事者と打合せの上決定すること、

⑤ 本会議は準備でき次第開議することとし、午前一時二十六分散会。

○九月二十六日 午前十一時五十分、運営委員室において小委員会を開議。

九月二十二日の小委員会に引続き会議規則改正案の問題点（第九十条より第二百六条まで）に対する逐条審査を行い、問題点に対する逐条審査を終了、午後一時四十分散会。

総務委員会

○九月一日 午前十一時五十分、第一委員室において開議。

① 宮北委員長（社）より、会議案第一号に関連して提出要求のあつた資料に対する質疑を行う旨を述べ、堀委員（社）より、道財政の二十九年年度における赤字額、財政再建計画樹立の見直し、地方交付税の調整率の変更に対する道の考え方等について、田呂委員（協ク）より、道財政再建計画未定の理由について、高田委員（社）より、府県の赤字と財政再建計画について、塚田委員（労）より、全

国の特別職給与額調、二十九年年度七月末道税徴収実績等について質疑並びに資料の提出要求があつて、総務部長、税務課長より答弁、ついで会議案第一号の審査について協議を行い要求資料の提出を待つて審査を行うこととし、暫時休憩、午後二時二十五分再開。

② 次に町村合併の現況等に関する資料について地方課次長より説明を聴取、二瓶委員（協ク）より、林野の払下げ等財政援助による合併町村の育成強化の問題について、中牧委員（道政）より、未合併町村の育成と今後の町村合併推進について、堀委員（社）より、合併町村の育成に対する財政措置の厚薄の問題及び合併促進法の期限までの推進計画について、糸川委員（社）より、町村合併に関する府県の実態調査について、塚田委員（労）より、該当町村の実態に即した合併推進のため該当町村の実状把握について質疑及び意見があり、総務部次長、地方課次長より答弁、ついで次回委員会は九月五日に開くこととし、午後四時三十六分散会。

○九月五日 午前十一時二分、運営委員室において開議。

① 宮北委員長（社）より、会議案第一号に関連して提出要求のあつた資料に対する質疑を行う旨を述べ、高田（社）堀（社）委員より提出資料に関する質疑があつた後、会議案第一号の審査に入り、塚田委員（労）より、この条例制定による予算の節減額、特別職の報酬に対する提案者の見解、本件提案の趣旨、道財政に対する理事者の見直し等について、堀委員（社）より、道財政の現状と将来の見直しに関連して二十九年年度赤字と地方交付税の調整率の問題、議案の正誤について、高田委員（社）より、地方財政の赤字と国の施策の責任に対する提案者の見解、地方財政の圧縮による赤字解消に対する提案者の見解、地方交付税に対する見解、本案と道財政再建計画の関連等について質疑があり、提案者として林委員（道政）及び総務部次長より応答があつて、暫時休憩、午後一時四十六分再開。

② ついで会議案第一号の取扱ひ方について協議を行い、暫時休憩、午後二時十三分再開。

③ 次に町村合併に伴う実態調査については第一班十勝、網走、釧路支庁管内に糸川（社）塚田（労）岡田（社）高田（社）田呂（協ク）各委員を派遣することとし、期間は九月十四日より十九日まで六日間と決定、第二班後志、渡島、檜山各支庁管内については第一班参加以外の全委員を派遣することとし、午後二時三十分散会。

○九月二十三日 午前十一時五十分、第三委員室において開議。

① 二瓶副委員長（協ク）より、提出議案の説明を求め、議案第一号について総務部次長より説明を聴取、ついで町村合併に関する実態調査の日程及び次回委員会の招集について協議を行い、次回委員会は九月二十九、三十の両日開くこと、また町村合併に関する実態調査の日程は次回委員会において決めることとし、

② ついで今後提出議案に対する説明聴取については提案される前日に委員会を聞いて説明聴取を行うこととし、二瓶副委員長（協ク）より総務部長に対し遺憾なきよう措置されたい旨を要望した。

③ 次に石炭手当免税問題に関する最近の動きについて総務部長より説明を聴取、西野委員（道政）より、石炭手当の免税措置と石炭手当の支給を受けない道民に対する措置の問題並びに道開発計画へのとり入れ方について質疑及び意見があり、応答の後、暫時休憩、午後三時三十九分再開。

④ 次に付託案件の審査に入り、報告第四号の審査方法について協議を行い、暫時休憩、午後四時六分再開。

⑤ ついで報告第一号乃至第四号の審査を行い、報告第一号乃至第三号は承認議決に決し、暫時休憩、午後五時二十一分再開。

⑥ ついで報告第四号も承認議決に決し、報告第一号乃至第三号に關連する寒冷地手当及び石炭手当支給に関する条例については、人事

委員長より人事委員会の報告と異なるので遺憾の意の表明があつた旨を委員長報告文に折込むべしとする塚田委員（労）の発言のとおりとすることとし、案文については委員長一任に決し、午後五時三十分散会。

○九月二十九日 午前十一時二十六分、第三委員室において開議。

① 二瓶副委員長（協ク）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第一百五十五号は一時保留することとし、暫時休憩、午後一時四十分再開。

② ついで陳情の審査を行い、陳情第九十七号、第二百号、第二百四号、第二百九号、第二百五号、第二百二十四号は採択に決定。

③ 次に鷹泊ダム復旧及び治山事業復旧等に関する専決処分が必要について総務部次長より説明を聴取、田呂委員（協ク）より、鷹泊ダムに關する現地住民の反対に対する措置について質疑及び意見があり、資源調査課長より答弁。

④ 次に会議案第一号については明日審査を行うこととし、午後三時二十五分散会。

○九月三十日 午前十一時十分、第三委員室において開議。

① 二瓶副委員長（協ク）より、會議案第一号を議題に供し、堀（社）田呂（協ク）委員及び提案者として林委員（道政）との間に本案提出の基本的な問題について質疑、応答があつて、暫時休憩、午後二時二十五分再開。

② 休憩前に引続き會議案第一号の審査を行い、塚田（労）堀（社）田呂（協ク）小島（社）各委員より休憩前の問題及び關連して道の財政再建計画について質疑、林委員（道政）総務部次長より答弁、本案に対する質疑を終了、ついで協議の結果次回委員会の招集時期は委員長一任とし、討論は長くて二日間とすることに決定。

③ 次に町村合併に伴う現地調査について諮り、後志、渡島、檜山各支庁管内に申牧（道政）小島（社）堀（社）松尾（道政）西野（道政）各委員を派遣することとし、期間は十月五日より十日まで六日間と決定、午後五時三十五分散会。

水産委員会

○九月二日 午前十時三十五分、水産部長室において小委員会を開議。

① 高橋（源）主査（道政）より、鮭鱒漁業安定対策案を議題とし、川端委員（道政）より、北緯四十八度以南鮭鱒流網漁業、北洋漁業を合せた鮭鱒流網漁業のあり方を打ち出し、然る後これに関係ある定置漁業の転換対策を立てるという行き方をとるべき旨、井野委員（社）より、四十八度以南漁業の不安定の要因を打ち出し、これに付随して漁区拡張、増産の問題、定置漁業の問題について対策を立てる形とすべき旨の意見があり、暫時休憩、午前十一時五十分再開。

② ついで川村（社）川端（道政）委員より流網関係を先に打ち出し、定置漁業問題を第二次的とする在り方について意見の発表があつて、暫時休憩、午後零時二十分再開。

③ ついで井野委員（社）より、災害防止の点並びに漁業協定による安全操業の問題を強調すべき旨、川端委員（道政）より、漁区拡張について強く打ち出すべき旨の意見があつて、各委員の意見を案文に入れて繰り返すこととし、午後零時四十分散会。

○九月三日 午前十一時十分、水産部長室において小委員会を開議。

高橋（源）主査（道政）より、鮭鱒漁業安定対策案改訂案文の朗読を求め、水産課長朗読の後、川端（道政）坂下（社）委員より、案文について質疑があり、漁業調整課長より答弁、ついで川村委員（社）より、船型の大形化制限撤廃については五十噸制限を緩和すべきである旨を明記することについて意見があり、異議なくそのこととし、本案を小委員会案とすることに決し、午前十一時五十五分散会。

○九月十二日 午後一時四十分、第一委員室において開議。

① 井野委員長（社）より、鮭鱒漁業安定対策案の練り直しに關し小委員会検討の結果について報告を求め、川村委員（社）より報告、川端委員（道政）より、操業区域拡張問題についてその後水産庁では東経百六十五度の線を打ち出しているという情報があるのでこれに対しての打出し方について質疑及び意見があつたが、折衝過程において話し合うこととし、本案については異議なく承認することに決定。

② 次に漁業公社の運営について漁業公社々長より説明を聴取、大島委員（道政）より、本年度漁獲の魚種と魚獲高について、川村委員（社）より、三億円の増資又は借入に対する具的構想、本年度漁獲の大洋漁業への売渡し契約の問題等について、委員長より、公社の性格からくる隘路、障害打開の対策について質疑があり、同公社々長より答弁（同公社々長に対する質疑は以上とし退席を求めた）、ついで川端委員（道政）より、公社の増資又は借入に対する水産部の見解について、大島委員（道政）より、公社が民間会社に比較して利益が少い理由について質疑があり、水産部長より答弁、同社の経営に対し更に掘下げた調査を行つてはどうかという意見もあつたが、現在の段階では深入りせずに慎重を期すべきであり、本日は資料の提出を求めるに止どめるべきであるとし、委員長より、関係資

料の提出を要求した。

③ 次に山内委員(労)より、噴火湾における自衛隊演習場問題のその後の経過について、坂下委員(社)より、底曳による沿岸漁業被害防止のため禁漁区域拡張の問題について質疑及び意見があり、水産部長、漁業調整課長より答弁、

④ 次に漁業法改正問題に関し「漁業法改正の方向に対する意見」について漁業調整課長より説明を聴取、本案を道の意見として水産庁に提出することに異議なく決定、山内委員(労)より、漁業法改正案が提案される時期、改正案に対する内道府県との協調の問題、本件に関する政治的折衝の必要性等について質疑があり、水産部長、漁業調整課長より答弁、委員長より、本件については理事者は積極的に折衝されたい旨の要望があつて、午後四時四十五分散会。

労働委員会

○九月二十三日 午後四時二十七分、第一委員室において開議。

① 山内委員長(労)より、陳情聴取を行う旨を述べ、釧路市代表より、釧路市に昭和三十一年度に労災病院誘致について陳情を聴取、委員長より、本件については正式に付託されてから審査を行うが、全額国庫負担であり道東方面の事情より労災病院の誘致は必要なので委員会としても協力することの申し合せを致したい旨を述べ、異議なくこれを了承した。

② 次に特別緊急失対事業予算に関する専決処分について労働部長より説明を聴取、高橋(源)委員(道政)より、事業箇所及び事業内容について、沖野委員(道政)より、本事業の財源について、阿部

委員(道政)より、事業の実施時期について、川村委員(社)より、事業場は全部市だけで町村が対象とならない点及び賃金が従来失対事業と差異があること等について、村本副委員長(社)より、事業場十一カ所の地区別就労者数、労務者選考の基準等について質疑があり、労働部長、職業安定課次長より答弁があつて、委員長より、特別緊急失対事業の実施に対しては充分注意して実施されたい旨を述べ、

③ 次に陳情の審査に入り、陳情第四百十三号、第二百一十一号は採択に決定。

④ 次に最近の労働情勢について労政課長より説明を聴取。

⑤ 次に失対枠の増加、失業保険の農林水産業適用問題、職業補導所及び労災病院の誘致等について要請のため中央折衝委員を派遣することについて諮り、異議なくそのことに決し、午後五時二十二分散会。(散会後協議の結果、派遣委員は坂下(社)阿部(道政)川瀬(協ク)各委員、村本副委員長(社)山内委員長(労)とし、日程は十月一日より八日まで八日間と決定した。)

農務委員会

○九月一日 午前十時四十分、第二委員室において開議。

① 秋山委員長(協ク)より、甜菜生産振興対策に関する農務部の中央折衝経過について説明を求め、農政課次長より説明を聴取、井口委員(社)より、甜菜製糖工場新設と原料不足の問題に対する農務部の見解について、大沢委員(道政)より、製糖工場の操業日数と歩止りの関係並びに工場一日当りの処理能力の問題、工場新設と甜

菜増産の併行措置の必要等について、中野（与）委員（社）より、甜菜増産対策並びに新規作付地域の土地改良の問題について、新川委員（労）より、製糖工場新設を申請している会社と新設予定箇所並びに各町村の態度、工場新設に対する道の態度、新高製糖会社の豊浦工場設置問題に対する道との話し合い並びに道としての設置場所の決定問題等について、橋本（正）副委員長（社）より、気候がよくなつた場合の甜菜増産問題、別な会社の工場設置による競争の必要について、高橋（辰）委員（社）より、新高製糖会社の工場設置問題と農務部の関係、道南に工場設置する場合の原料増産対策について農林省と打合せを行つたかどうか、岩田委員（道政）より、豊浦町が工場設置の立地条件に適合した場合は認めるべきと思うが、条件に適合するという道の方針について質疑及び意見があり、農務部長より答弁があつて、高橋（辰）委員（社）より、本件については資料をもつて充分検討する必要がある、この程度とされたい旨の動議を提出、異議なくそのこととし、暫時休憩、午後零時五十分再開。

② 次に酪農振興対策、農業試験場整備拡充の件については休憩して協議することとし、暫時休憩（休憩中、高度集約酪農地区設定に関する経過について畜産課長より説明を聴取の後質疑を行い、ついで農試拡充問題、農産物価格安定対策、貸付牛関係等について質疑を行つた）、午後二時二十五分再開。

③ ついで委員長より、休憩中協議を行つた事項について、処理すべき事項は農務部において処理されたい、要求のあつた資料については今月中旬までに準備されたい旨を述べ、また三十年度農業関係国費予算要求一覧、農試上川支場新品種育成状況、農産物価格安定対策等について資料の提出要求があり、

④ 次に請願、陳情の審査に入り、請願第百十二号は採択に決し、請願第十号、第五十八号、第九十九号、第百号、陳情第四十一号、第

五十四号、第六十三号、第九十六号は保留することとし、午後二時三十分散会。

○九月十四日 午前十一時十八分、運営委員室において開議。

① 冒頭、豊浦町長、北見市助役より、甜菜製糖工場設置についてそれぞれ陳情を聴取。

② 橋本（正）副委員長（社）より、請願、陳情の保留分の審査について諮り、中野（与）（社）増田（社）高橋（石）（協）杉本（道政）深山（道政）山元（道政）各委員より、甜菜製糖工場増設問題に関する結論の打出し方についてそれぞれ意見があつたが結論に至らず、本問題に関する請願第十号、第五十八号、第百号、陳情第四十一号、第五十四号、第六十三号はなお保留することとし、ついで甜菜製糖工場新設希望会社の内容について農政課長より説明を聴取、中野（与）（社）高橋（石）（協）高橋（辰）（社）新川（労）安達（道政）各委員より、工場設置と原料増産の問題、農務部の考え方等についてそれぞれ質疑及び意見があり、農務部長、農政課長より答弁、ついで請願第九十九号、陳情第九十六号は継続審査に決し、

③ 次に昭和三十一年度農業関係国費予算要求額並びに三十年産雑穀澱粉等の消流対策について農政課長より説明を聴取、一旦休憩（休憩中、伊達町助役より、甜菜製糖工場設置方について陳情を聴取）、午後一時四十五分再開。

④ ついで先刻の農政課長の説明に対する質疑を求め、増田委員（社）より、種馬鈴薯については他府県で自給できるようになつたがこれについての対策、ビートパルプの府県移出と道内需要に対する影響、農業団体再編成の問題等について、高橋（辰）委員（社）より、種馬鈴薯の府県生産状況と海外輸出の問題、ビートパルプの府県移出と飼料の自給対策、高度集約酪農地区設定の枠拡大の問

題と三十一年度の計画等について、深山委員（道政）より、高度集約階農地区の設定と財政負担の問題について質疑があり、農務部長、農政課長より答弁。

⑥ ついで農業試験場の整備拡充に関する用地の問題について管財課長より説明を聴取、中野（与）委員（社）より、中央に対する働きかけの問題、各支場の内容充実の対策等について、高橋（辰）委員（社）より、新得種畜場の種畜の血液更新の問題について質疑があり、農務部長より答弁、暫時休憩、午後三時二分再開。

⑦ 次に農業試験場拡充に関する財政状況について総務部次長より説明を聴取、橋本（正）副委員長（社）より、上川、空知、宗谷等各支場等に対する道費予算措置の見通しについて、中野（与）委員（社）より、農試本場の拡充に併行して支場拡充の問題について質疑があり、総務部次長より答弁、午後三時二十分散会。

民生委員会

○九月十三日 午前十時五十五分、第一委員室において開議。

① 冒頭、日本患者同盟北海道支部連合会委員長より、医療扶助審議会設置に対する反対について陳情を聴取。

② 井口委員長（社）より、札幌明啓院の改善状況について説明を求め、福祉課次長より説明を聴取、新川副委員長（労）より、共同募金の配分額について質疑があり、同次長より答弁、ついで再び新川副委員長（労）より、經理の面の整備等今後なお指導されたい旨の要望があり、

③ 次に委員長より、千歳町の大火について昨日委員長として見舞旁

々調査のため千歳町に出向いた旨を報告の後、千歳町大火の状況並びにこれに対する対策について社会課長より説明を聴取、増田（社）杉本（道政）委員より、復興状況について質疑があり、同課長より答弁。

④ 次に八月水害の被害の状況について社会課長より説明を聴取、新川副委員長（労）より、予備金支出の要請と特別立法措置に対する道の考え方について質疑及び意見があり、民生部長より答弁、本件については水害対策特別委員会できりあげてもらうこととし、

⑤ 次に道内民生事情調査の結果を議題とし、新川副委員長（労）より、保育所の増設問題、江差町の養老院設置方要望について、岩田委員（道政）より、室蘭市に養老院設置、保育所の増設及び既設保育所の経費増額、施設の充実、保姆の待遇改善等に関する要望、大規模養老院の構想等について、山元委員（道政）より、母子相談員の待遇改善並びに研修会開催の計画について、深山委員（道政）より、各地の季節保育所設置要望について、委員長より、弟子屈養老院の増設、身体障害者施設設置の要望について、高橋（辰）委員（社）より、江差附近沿岸漁村の産児制限指導対策について（関連して深山（道政）岩田（道政）杉本（道政）各委員より、産児制限の指導について質疑及び意見があり）、杉本委員（道政）より、遠軽町の引揚疎開住宅問題の早期解決の要望について質疑及び意見があり、民生部長、社会課長、福祉課次長よりそれぞれ答弁があつて、一旦休憩、午後一時二十五分再開、直ちに散会。

○九月十四日 午後三時二十一分、運営委員室において開議。

① 井口委員長（社）より、民生関係各種資金の貸付状況について説明を求め、福祉課次長より説明を聴取、山元委員（道政）より、昭和二十六年頃の生業資金の償還状況が悪い理由について、杉本委員（道政）より、償還促進のため支庁に旅費の配分について、新川副委

商工委員 会

員長(労)より、事業休止となつてゐる生活協同組合の未償還の問題、貸付関係審査委員会等の設置問題について、増田(社)中野(与)(社)委員より、生活協同組合に対する監査、指導の実施について質疑及び意見があり、福祉課次長より答弁。

② 次に昨日陳情のあつた医療審議会設置反対の問題について民生部長より説明を聴取後、新川副委員長(労)より、部長の説明に対し、(1)厚生省の指示と道内の実情に則して公平妥当な医療をなすため条例、規則によらず十名以内の医師を嘱託として医療判定の会議を設ける、(2)この会議では妥当を期すため採決によらない、(3)医療制限をするのではない、(4)生活保護費が減額されたために審議会を設けるのではなく医療扶助料についてはむしろ増額しているという四点について確認した。

③ 次に各結核療養所のベットが空いているという問題について民生部長より説明を聴取、高橋(辰)委員(社)より、ベット不足の状況及びベットが空いている原因について、増田委員(社)より、戦時中沈没した連絡船の遺骨引上げで引取人のない場合の措置、母子相談員の母子家庭指導の問題等について、新川副委員長(労)より、昭和三十一年度予算等に関する理事者の中央折衝の経過、お年玉年賀書募金の使途等について質疑があり、民生部長より答弁。

④ ついで新川副委員長(労)より、旭川等に結核のアフタケア設置の問題について質疑があり、民生部長より、むしろ増設するより既施設の整備を行つて充実をはかることにしたので明年は申請を見合せてい旨を説明、委員長より、部長の説明について諮り、異議なくこれを了承した。

⑤ 次に明年度予算等に関し状況により中央折衝の必要が生じた場合は委員長において派遣委員を決定し折衝を行うこととし、午後四時五十八分散会。

○九月二日 午後一時四十分、第三委員室において開議。

① 森川委員長(社)より、請願の審査を行う旨を述べ、請願第九十三号岩内町中小商工業者の長期資金融資に関する件を議題とし、暫時休憩(休憩中、岩内町長、岩内町災害復興協議会実行委員より、岩内町中小商工業者の長期資金融資について陳情を聴取)、午後二時十三分再開。

② ついで宮坂委員(道政)より、産業会館の道商品展示所の日航事務所拡張の問題について質疑、商務課長より答弁があつた後、請願の審査を続行、請願第九十三号は継続審査に決定。

③ 次に橋本(清)委員(社)和平副委員長(労)より、委員会の現地調査日程にもう少し余裕を持たせたい旨の意見があり、このことについては委員長より、会長会議、委員長会議に諮る旨を述べ、午後二時五十五分散会。

○九月三日 午前十時二十分、第三委員室において開議。

森川委員長(社)より、九月三日開催の札幌競輪五周年記念式典参列並びに競輪場視察について諮り、全員参加することとし、午前十時三十五分散会。

○九月二十八日 午前十一時二十分、第三委員室において開議。

① 冒頭、富士セメント常務取締役より、不動産取得税の免除について陳情を聴取。

② 森川委員長(社)より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第四十九号、第五十一号、陳情第五十二号、第二百十四号は採択に

決定。

③ 次に青函貨物運賃改正問題並びに風力発電融資の問題に關する上京折衝について諮り、派遣委員は三名とし、人選、時期等は委員長一任に決し、午後零時十五分散会。

林務委員会

○九月二日 午前十時三十五分、第三委員室において開議。

① 窪田委員長（社）より、風倒木処理状況並びに消流關係について説明を求め、北海道森林風害対策協議会事務局長より説明を聴取、西川（道政）堀田（道政）蒔田（協）泉谷（道政）森川（社）和平（労）大久保（道政）各委員及び岡林副委員長（社）より、貯木の腐敗及び害虫の問題、内地市場における価格の問題と消流対策、風倒木と水害の關係、風倒木の市場調査の問題等について質疑及び意見があり、林務部長、林政課長、森林風害対策協議会事務局長より答弁、市場調査については時機を見て行うこととし、暫時休憩、午後零時五十九分再開。

② ついで風倒木の市場調査については派遣委員の選任は委員長一任とすることとし、

③ 次に道内林業事情調査の実施について諮り、第一班日高支庁管内を窪田委員長（社）岡林副委員長（社）西川（道政）泉谷（道政）堀田（道政）五藤（社）各委員、期間は九月七日より十日まで四日間、第二班空知、上川支庁管内を和平（労）舟木（社）橋本（清）（社）大久保（道政）福島（道政）各委員、期間は九月十五日より十八日まで四日間と決定。

④ 次に福島委員（道政）より、林野庁の治山事業に対する補助について質疑があり、林務部長より答弁、午後一時十七分散会。

○九月二十八日 午後一時四十五分、第三委員室において開議。

窪田委員長（社）より、陳情の審査を行う旨を述べ、陳情第六百十四号、第九十三号、第二百二十五号、第二百二十六号は採択に決し、午後二時四十分散会。

文教委員会

○九月十七日 午前十時五十分、第一委員室において開議。

① 冒頭、上湧別町長より、町立留辺蘂及び湧別高等学校の道立移管について、札幌南高校PTA会長より、南高校の早期改築方について、札幌市西創成小学校長より、昭和三十年度学校給食標準要保護児童パン補助金の交付方についてそれぞれ陳情を聴取。

② 太田委員長（社）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第九十七号、陳情第六百六十二号は採択、請願第三百三十一号、第八十九号は継続審査に決し、

③ 次に教育行政一般に対する質疑に入り、大石委員（社）より、僻地教育振興法に基く僻地指定の問題、産業教育及び完全給食に対する見解、高校の運営管理に対する道教委の見解、教員の不正事件等による人事の取扱い方針、地方事務局の業務運営の問題と教員の地方事務局勤務の問題、退職教員に対する退職手当早期支給の問題、石炭手当支給における不合理是正の問題、義務教育費全額国庫負担に關する動き等について質疑があり、教育次長、人事課長より答

弁。

④ 次に道内文教事情調査の実施については二十三日に臨時道議会が開かれるので延期し、日程は先に決定のとおり十月三日より実施することに決し、午後三時二十分散会。

農地開拓委員会

○九月十六日 午前十一時十分、第一委員室において開議。

① 笠井委員長(社)より、先般実施した道内開拓地及び土地改良事業区等調査の結果について報告を求め、天谷副委員長(協ク)より、網走、釧路国支庁管内調査の結果について、委員長より、留萌、宗谷、上川各支庁管内調査の結果についてそれぞれ報告があつて、大石委員(社)より、各支庁の開拓関係担当者の指導方針、開拓者の営農面積、不振地域に対する特別指導の問題並びに立木に余裕を持たせる措置等について質疑があり、農地課長、開拓経営課長より答弁、暫時休憩、午後一時四十五分再開。

② ついで天谷副委員長(協ク)より、釧路の拓殖実習場電化の予算措置の問題及び堆肥場施設の問題、二十九年実施の散発的な土地改良事業の代金未払問題等について、佐野委員(社)より、農業試験場釧路分場に関連して土地及び気象環境による適地適作の問題、開拓協同組合代行の工事に対する代金早期支払の問題、甜菜製糖工場設置に関する農地開拓部の見解等について、委員長より、建設工事の進行と入植併行の問題、猿払川流域の開拓農民の営農安定対策として同河川改修の問題、道路建設における開発局、営林局、開拓関係の三者競合の問題等について、山本委員(道政)より、入植者

の道内と道外移入者との比率について質疑があり、開拓経営課長、同課主任技師、土地改良課主任技師より答弁。

③ 次に請願、陳情の審査に入り、請願第十六号、陳情第二十六号は採択に決し、午後三時二十五分散会。

○九月二十三日 午後三時二十五分、第二委員室において開議。

① 笠井委員長(社)より、七月以降の水害における農地開拓部関係の被害並びに対策について説明を求め、農地開拓部次長より説明を聴取、委員長より、救農土木事業の見直し、耕地の復旧不能な開拓者に対する措置、原始河川の氾濫に対する対策、食糧増産対策費一割削減解除の問題、三十一年度の道営灌漑地区並びに道営軌道客土の新規地区採択の問題等について、大石委員(社)より、耕地流失に対する増反補助の問題及び被災者の移転入植に対する入植者としての取扱について、吉田(定)委員(道政)より、農業用施設災害に対する措置、開拓地における甜菜栽培の問題等について、天谷副委員長(協ク)より、建設工事早期完成の問題について、津川委員(社)より、天北、宗谷地区當農の根本的対策、建設工事における道と開発局の連絡の問題、本道開拓に対する中央関係者の啓蒙の必要等について、伊藤(作)委員(道政)より、機械力による開墾の問題について、遠藤委員(社)より、旧土人の入植取扱いの問題、長万部町における一戸分の入植地に二戸入植した場合の取扱等について、太田委員(社)より、トライベツ地区における自衛隊の演習問題について、山本委員(道政)より、起債承認の遅延による事業繰越の状況について質疑及び意見があり、農地開拓部次長、総務課長、土地改良課長、農地課長よりそれぞれ答弁、ついで委員長より、食糧増産対策費一割削減分の早期解除、灌漑地区及び軌道客土の新規地区採択の早期決定、水害被災者の生活救済措置、建設工事と入植との関連における特殊河川の指定措置、建設工事直轄

分の調整等の諸問題に関する中央折衝について諮り、佐野（社）大石（社）山本（道政）各委員より、中央折衝に必要な資料について意見があつて、事業の進捗状況に対する支庁別、事業別、事業地区別の資料の提出を求めることとし、中央折衝については派遣委員を道政、社会、協同各一名宛三名とし、日程等については委員長一任に決定。

② 次に大石委員（社）より、噴火湾における陸上自衛隊の対空射撃演習場使用問題のその後の経過について質疑があり、農地課長より答弁、午後五時五十分散会。

土木委員会

○九月十二日 午前十時二十五分、第一委員室において開議。

① 時田委員長（社）より、八月下旬に実施した道内土木事情調査の結果について報告を行い、ついで八月災害に対する措置について土木部長より説明を聴取、佐々木委員（道政）より、緊急工事として査定済み分の早急工事施行について、宮津委員（道政）より、河川局長、防災課長の来道日程、第二次査定の早急実施の要請等について、渡部委員（社）より、緊急工事査定済み分の予算化並びに早急交付方要請の必要、第二次査定の時期等について、佐久間委員（道政）より、復旧工事の早急着工の必要並びに緊急外の箇所についても早急工事施行の必要について質疑があり、土木部長、管理課次長より答弁、ついで委員長及び児見山（社）宮津（道政）渡部（社）本多（道政）斎藤（社）各委員より、中央折衝の必要性と水害対策特別委員会との関連についてそれぞれ意見があつて、暫時休憩、午

前十一時七分再開。

② ついで朝日副委員長（協ク）より、残工事の本査定の実施、緊急工事分子算の予備金支出問題について上京折衝を行うことについて諮り、異議なくそのことに決し、暫時休憩、午前十一時十七分再開。

③ ついで上京委員に時田委員長（社）又は朝日副委員長（協ク）のいずれか並びに児見山（社）佐々木（道政）佐久間（道政）各委員を決定、期間は九月十四日より二十日まで七日間とすることとし、午前十一時二十五分散会。

○九月二十三日 午後三時三十四分、第一委員室において開議。

① 時田委員長（社）より、昭和三十年度発生土木災害に対する本査定の早急実施並びに予備金支出等に関する中央折衝の経過について報告を求め、佐久間委員（道政）より報告、ついでその後の経過について土木部長より説明を聴取、佐久間（道政）児見山（社）宮津（道政）各委員及び朝日副委員長（協ク）より、九月災害分のとりのための問題並びに引続き折衝の必要についてそれぞれ意見があつた後、上京折衝の実施について諮り、異議なくそのことに決し、暫時休憩、午後四時十分再開。

② ついで上京委員に本多（道政）大竹（協ク）委員及び時田委員長（社）を決定、期間は十月一日より七日間とし、午後四時十一分散会。

衛生委員会

○九月二十四日 午後一時十五分、第二委員室において開議。

① 鈴木委員長(社)より、衛生問題に関する中央との事務折衝の経過について説明を求め、衛生部長より説明を聴取。

② 次に請願、陳情の審査に入り、請願第九十一号の審査を行い、暫時休憩、午後一時四十五分再開。

③ ついで請願、陳情の審査を続行、請願第九十一号は継続審査、陳情第二百十三号、第二百二十号は採択に決定。

④ 次にX線技術員養成所設置の問題について衛生部長より説明を聴取の後、本問題については次期議会において意見書を発議し強力に推進することとし、暫時休憩、午後二時二十分再開。

⑤ 次に道内衛生施設調査の実施について諮り、第一班道南方面に岩本(道政)斎藤(社)中野(定)(社)中山(道政)各委員及び鈴木委員長(社)、期間は十月四日より八日まで五日間、第二班道東方面に宮津(道政)佐々木(道政)朝日(協ク)各委員及び児見山副委員長(社)、期間は十月四日より八日まで五日間、第三班道北方面に本多(道政)時田(社)大竹(協ク)各委員(日程は後日決めること)をそれぞれ決定、午後二時二十二分散会。

治安委員会

○九月五日 午前十一時十分、第一委員会室において開議。

① 冒頭、瀬棚町長より、瀬棚警察署庁舎新築場所を瀬棚町とされた旨、今金町長より、瀬棚警察署庁舎新築場所を今金町とされたい旨それぞれ陳情を聴取。

② 田呂委員長(協ク)より、瀬棚警察署庁舎新築の問題について本部長より発言を求められている旨を述べ、単なる報告として一応聴

くこととして報告を聴取の後、岩田(道政)森川(社)橋本(清)(社)児見山(社)中山(道政)各委員より、建築場所変更に伴う条例改正と工事着手の時期の問題、北檜山町に新築を考えたこれまでの経過、警察署の位置決定に関する関係方面の意見を聴いたかどうか、予算計上の際において新築場所を決定していたかどうかについて質疑及び意見があり、本部長より答弁、暫時休憩、午前十一時五十五分再開。

③ 次に陳情の審査に入り、陳情第七十六号は採択に決し、

④ 次に道内警察施設調査の実施について諮り、第一班道北方面を九月八日より十一日まで四日間、田呂委員長(協ク)舟木副委員長(社)黒沢(社)児見山(社)委員、第二班道南方面を九月七日より十一日まで五日間、岩本(道政)橋本(清)(社)川瀬(協ク)安達(道政)森川(社)徳中(道政)岩田(道政)各委員、第三班道東北方面を九月八日より十二日まで五日間、和平(労)中山(道政)村本(社)各委員に決定、午後零時五十分散会。

○九月二十七日 午前十時四十五分、第二委員会室において開議。

① 田呂委員長(協ク)より、先般実施した道内警察施設調査の結果について報告を行う旨を述べ、委員長より、第一班道北方面調査の結果について、森川委員(社)より、第二班道南方面調査の結果について、中山委員(道政)より、第三班道東北方面調査の結果についてそれぞれ報告があつて、舟木副委員長(社)より、超過勤務手当の実態について、安達委員(道政)より、本年度改築予定の庁舎四カ署中工事実施中の箇所、瀬棚警察署の移転問題等について、岩田委員(道政)より、人員並びに経費不足に対処して車輛、装備等の整備状況把握の問題について質疑があり、本部長、道警総務部長、警務部長より答弁、また児見山委員(社)より、庁舎改築工事未着手等に関連して道の財政当局の説明を求めらるる旨の意

見があつて、本日午後は道警本部及び札幌市内警察施設の視察を行い、明日は委員会を聞いて請願の審査と道財政当局の出席を求めて警察予算関係の検討を行うこととした。

② 次に都府県警察行政視察の実施について諮り、これを実施することとし、日程、視察地等はなお検討することとし、暫時休憩、午後零時再開。

③ ついで午後一時より札幌市内警察施設等を視察することとし、直ちに散会。

○九月二十八日 午前十時、第二委員室において開議。

① 田呂委員長（協ク）より、警察予算関係について質疑を求め、児見山委員（社）より、本年度改築予定の警察署庁舎四カ所の工事未着手の問題、警察関係住宅建設の見通し、新警察発足の際の定員算出の根拠等について、村本委員（社）より、新警察発足の際の国警と自治警の給与差是正の問題、他府県の警察定員に対する態度及び諸手当等予算措置の状況等について、橋本（清）委員（社）より、定員と現員の状況、国警と自治警出身職員の比率等について、黒沢委員（社）より、給与差による勤務意欲への影響について、舟木副委員長（社）より、超過勤務手当予算計上の問題について、岩田委員（道政）より、新警察発足に当り警察定員に対して道で検討を行ったかどうか、政令による定員の配置基準に対する地方の実情による増員の問題等について、中山委員（道政）より、警察定員増員措置の問題について質疑があり、道総務部次長、道警総務部長より答弁、委員長より、基準定員に対する解釈については中央に照会して研究されたい、また宿直、超勤手当については義務的経費として検討されたい旨を述べ、

② 次に請願の審査に入り、請願第二十四号小樽警察署長の不当越権行為に対する調査及び措置の件について審査を行い、暫時休憩、午

前十一時五十分再開。

③ ついで請願第二十四号については次期委員会において請願者及び当時の小樽署長の出席を求めることとし、

④ 次に都府県警察行政実態調査の実施については、第一班石川県、京都府、愛知県各警察本部及び警察庁に田呂委員長（協ク）橋本（清）（社）岩田（道政）委員、第二班新潟県、大阪府、千葉県各警察本部及び警察庁に児見山（社）和平（労）中山（道政）各委員、期間はそれぞれ十月六日より十三日まで八日間と決定、午後零時十分散会。

特別委員会

総合開発調査特別委員会

○九月十四日 午前十一時五分、第一委員室において開議。

① 蒔田委員長（協ク）より、開議に先立ち北海道開発事業費概算要求額について開発局官房長から説明を聴取する旨を述べ、説明を聴取後、暫時休憩、午後零時二十分再開。

② ついで津川委員（社）より、開発計画立案における道と開発局との連絡、建設工事未完成の開拓地に対する入植実施の問題、江部乙の雨竜川治水問題等について、二瓶委員（協ク）より、開発計画に対する反省について、新川委員（労）より、三十一年度要求の事業

費の直轄事業分について質疑があり、開発局官房長、同係員より答弁、開発局に対する質疑を終り、

③ ついで委員会を開議し、委員長より、九月八日に開かれた北海道開発審議会の経過について報告を行い、午後二時散会。

○九月二十二日 午前十時五十分、第一委員室において開議。

① 蒔田委員長（協ク）より、空知、十勝、釧路国、根室各支庁管内における道営電源開発着工地点、電源開発株式会社着工地点、根釧原野開発地点等視察の結果について報告、ついで特殊気象地帯農業確立振興対策を議題とし、委員長より、本件に関する今日までの経過について述べた後、特別気象地帯農業確立振興臨時措置法案について企画課長より説明を聴取、新川（労）二瓶（協ク）中牧（道政）林（道政）各委員より、臨時法として期限を設けることについてそれぞれ質疑及び意見があつて、企画課長より答弁、また児玉委員（道政）より、関係法令の研究、法案の適用範囲を全国としたこと並びに全国に関する調査資料の研究、全国に適用した場合の本道との関連についての研究等が必要である旨の意見があつて、本件に関する小委員会設置について諮り、異議なくそのことに決し、小委員の数は六名とし、委員長一任により津川（社）新川（労）児玉（道政）林（道政）二瓶（協ク）蒔田（協ク）各委員を選任、主査は蒔田委員とし、暫時休憩、午後一時五十分再開。

② 次に総合経済六カ年計画に対する要望事項について開発調査課長より説明を聴取、新川（労）児玉（道政）本多（道政）二瓶（協ク）各委員より、総合経済六カ年計画に対する要望案と第二次五カ年計画の基本構想との計数の相違について質疑及び意見があり、開発調査課長、同次長より答弁、本案を中央に提出することについては次期委員会に知事及び企画本部長の出席を求めて検討することとし、

③ 次に近く開かれる北海道開発審議会に二、三名程度の委員を委員長一任により派遣することに決定。

④ 次に沖野委員（道政）より、総合経済六カ年計画に対する要望案の水産関係生産高算定の基礎及び魚族に関する資料の提出要求があつて、午後三時五十分散会。

○九月二十二日 午後四時、第一委員室において小委員会を開議。

蒔田主査（協ク）より、特殊気象地帯農業確立振興対策を議題とし、二瓶（協ク）児玉（道政）林（道政）各委員より、特殊気象地帯農業確立振興に関する法案検討のため関係法令の調査、他府県の該当地区の調査等が必要である旨の意見があつて、主査より、これ等資料の提出を求め、午後四時十分散会。

○九月二十七日 午前十一時二十分、第一委員室において開議。

① 蒔田委員長（協ク）より、陳情聴取を行う旨を述べ、栗沢村代表より、大夕張二股及び川端両地区の電源開発は夕張川流域の灌漑用水に重大な影響があるので早期完成方について陳情を聴取。

② 次に道内における国庫の財源額調について財政課員より説明を聴取。

③ 次に総合経済六カ年計画に対する本道の要望書提出について諮り、新川（労）児玉（道政）林（道政）津川（社）二瓶（協ク）各委員より、要望書はこのまま認めるか内容検討にはいるかについてそれぞれ質疑及び意見があつて、総合開発企画本部長事務取扱、開発調査課長より答弁、結局第二次五カ年計画ができた場合はこれにこだわらずに審議することとして本要望書はこのまま中央に提出することを承認することに決定。

④ 次に特殊気象地帯農業確立振興対策の推進についてはその取扱いは方を委員長に一任することとし、午後一時五分散会。

○九月二十七日 午後二時二十分、第一委員室において小委員会を開議。

蒔田主査(協ク)より、特殊気象地帯農業確立振興対策について説明を求め、企画課長より説明を聴取、二瓶(協ク)新川(勞)津川(社)児玉(道政)林(道政)各委員より、特殊気象地帯農業確立振興臨時措置法案について質疑及び意見があり、企画課長より答弁、これまでに論議された点について資料の提出を要求、午後四時三十分散会。

水害対策特別委員会

○九月二十二日 午後一時二十五分、第一委員室において開議。

① 冒頭、大正村長より、十勝支庁管内の九月水害対策について陳情を聴取。

② 秋山委員長(協ク)より、八月、九月水害関係で緊急を要したの
で上京折衝を行った結果について報告、佐々木(道政)佐久間(道
政)本多(道政)深山(道政)各委員より、委員会の運営について
委員長のとつた措置についてそれぞれ意見があつて、

③ 次に各部所管の七、八、九月水害の状況とその措置について説明
を聴取することとし、まず農務部所管を問題とし、橋本(正)(社)
深山(道政)児見山(社)西野(道政)渡部(社)西島(道政)大
石(社)津川(社)各委員より、道と中央の被害額数字の喰違いの
問題について質疑及び意見があり、農務部長より答弁。

④ 次に土木部所管について土木部次長より説明を聴取、橋本(正)
(社)佐々木(道政)渡部(社)津川(社)各委員より質疑があり、

応答の後、暫時休憩、午後四時二十分再開。

⑤ 次に農地開拓部所管を問題とし、児見山委員(社)より、農林漁
業倉庫復旧資金の融資について、西島委員(道政)より、九月災害
に対する措置について質疑があり、農地開拓部総務課長より答弁。

⑥ 次に川村委員(社)より、今般来道の河川局長、防災課長に同行
し日高、胆振支庁管内を視察の結果について報告があり、

⑦ 次に中央折衝を行うことについて協議を行い、派遣委員について
は正副委員長一任により佐久間(道政)西島(道政)渡部(社)各
委員を決定、日程等については委員長一任とし、午後五時散会。





九都道府県議会議務局長会

○九月六、七の両日 北海道主催のもとに群馬県（伊香保）において開催、次のことを協議、懇談した。

- 一 議長の開会宣告に対する異議について
- 一 公安条例の制定の問題点について
- 一 議会議務局の調査機能について
- 一 議案に対する希望条件、附帯決議等の取扱について
- 一 臨時会における緊急質問の取扱について
- 一 予算及び条例の否決とその再議について
- 一 議長選挙時の特異事例について
- 一 議員の報酬について
- 一 地方自治法第一一三条の催告規定の削除について
- 一 集団陳情又は面会に対する対策について
- 一 退職記念品料の支給取扱について
- 一 秘密会の出席の範囲について
- 一 会議録の調製について
- 一 議場における議員等に対する呼称について
- 一 議員き章について

一道北部七県議会議務連絡協議会

○九月九日 北海道主催のもとに東京都（北海道東京事務所）において臨時会を開催、第三十四回全国議長会定例会議に提出する議案について協議、「駐留軍使用路線の道路補修費に対し国庫補助要望について」外十一件を取りまとめ、明日の臨時ブロック議長会に諮ることを決定。なお、北海道より明日の全国議長会臨時総会に「千島、齒舞諸島の復帰（返還）について」緊急提案をすること及び今後のブロック議長会及び事務連絡協議会の運営について協議、懇談した。

一道北部七県議会議長会

○九月十日 北海道主催のもとに東京都議会において臨時会を開催、第三十四回全国議長会定例会議にブロックとして提出する議案について協議、「駐留軍使用路線の道路補修費に対し国庫補助要望について」外十一件を決定した。

全国都道府県議会議長会

○九月九日 東京都議会において第二十回地方制度調査委員会を開催、

委員長より国の地方制度調査会その後の経過について報告の後、今後の検討事項と運営方針について協議、結局、

- 1 委員会に「地方制度調査部会」と「地方自治法調査部会」の二部を設けること
- 2 事務局強化の方策として必要な有識者を顧問に委嘱すること
を決定した。

○九月十日 東京都議会第四委員室において幹事会を開催、同日午後行われる臨時会の議案及び議事運営等について協議した。

○九月十日 午後一時二十五分より東京都議会議場において臨時会を開催、会長挨拶及び報告の後、動議により東京都議長を議長に選任、次のことを協議した。

- 一 地方自治改正案及び地方財政再建促進特別措置法案に対する善後措置について
 - 一 地方交付税税率引上げ早期実現に関する全国的運動の展開について
 - 一 千島及び歯舞諸島返還方に関する懇請について（北海道提案、原案採択）
 - 一 警察官に協力援助した者の災害給付に関する法令の改正要望について（大阪府提案、原案採択）
 - 一 義務教育費全額国庫負担に関する要望について（同右）
 - 一 病虫害防除費並びに早ばつ対策費に対する特別措置に関する要望について（中国五県議長会提案、原案採択）
 - 一 地方財政再建促進特別措置法案不成立に伴う応急措置について（岩手県提案、原案採択）
 - 一 その他
- 1 地方自治法改正案に対する前回運動についての善後処理につ

いて

- 2 定例会期日の変更について

○九月二十日 東京都議会において第二十一回地方制度調査委員会を開催、委員長の挨拶、坂下局長よりの自治庁資料「明年度の地方財政について、大蔵省資料「地方財政」及び「財政懇談会の中間報告」についての説明があつた後、当面せる地方税財政問題及び今後の委員会の運営について協議した。





地方交付税10月交付額

自治庁では、11月分地方交付税の繰上げ交付について大蔵省と意見の一致をみたので、次のように交付することになった。

繰上げ交付の額は、11月交付分の約3割で、道府県分7,790百万円、市町村分8,247百万円、合計11,037百万円となっているが、広島、山口、徳島、愛媛、高知、福岡、熊本、大分、宮崎、鹿児島各県に対しては22、23号台風の被害を、また新潟県に対しては大火による被害の状況をそれぞれ考慮して加算されている。都道府県別内訳次のとおり。

石川	102	30	岡山	195	76
福山	99	32	広島	289	109
山梨	115	55	山口	301	111
長野	206	98	徳島	158	64
岐阜	149	52	香川	106	47
愛知	13	51	愛媛	253	109
	159	33	高知	2,266	91
三重	121	58	福岡	213	75
滋賀	74	27	佐賀	97	26
京都	78	49	長崎	187	80
大阪	—	58	熊本	238	92
兵庫	257	65	大分	244	102
奈良	84	29	宮崎	258	97
和歌山	97	53	鹿児島	349	162
鳥取	97	33	計	7,790	3,247
島根	126	59			

地方交付税11月分繰上交付額 (単位百万円)

都道府県名	都道府県分	市町村分	都道府県名	都道府県分	市町村分
北海道	586	237	栃木	133	47
青森	167	93	群馬	151	55
岩手	191	94	埼玉	121	55
宮城	205	75	千葉	190	66
秋田	170	63	東京	—	20
山形	168	75	神奈川	—	22
福島	230	104	新潟	260	87
茨城	215	94	徳島	122	37

入場譲与税10月交付額

自治庁では、入場譲与税法第3条及び入場譲与税法の一部を改正する法律付則第3項の規定に基づき、10月譲与額を次のとおり交付した。

昭和三十年	7月入場税収入額	830,976,926円
〃	8月入場税収入額	1,371,801,925円
〃	9月入場税収入見込額	903,831,629円

の合算額に相当する額で、3,112,613,480円である。
 30年度入場券与税予算額は13,543,000,000円で、10月までの交付額累
 計は6,302,468,313円である。

昭和30年度入場券与税10月交付額

道 府 県 名	人 口 数	与 金	道 府 県 名	人 口 数	与 金
北海道	4,295,567	160,310,059	愛 知	3,392,411	126,604,383
青 森	1,282,867	47,876,447	三 重	1,461,197	54,531,703
岩 手	1,346,728	50,259,732	滋 賀	861,180	32,139,137
宮 城	1,663,442	62,079,461	京 都	1,832,934	68,404,888
秋 田	1,309,031	48,852,884	大 阪	3,857,047	143,944,544
山 形	1,357,347	50,656,032	兵 庫	3,309,935	123,526,388
福 島	2,062,394	76,968,303	奈 良	763,883	28,508,024
茨 城	2,039,418	76,110,842	和 歌 山	982,113	36,652,343
栃 木	1,550,462	57,863,061	鳥 取	600,177	22,398,536
群 馬	1,601,380	59,763,315	島 根	912,645	34,059,805
埼 玉	2,146,445	80,105,077	岡 山	1,661,099	61,992,021
千 葉	2,139,037	79,828,611	広 島	2,081,873	77,695,257
東 京	6,277,500	234,275,568	山 口	1,540,882	57,505,536
神 奈 川	2,487,665	92,839,368	徳 島	878,511	32,785,928
新 潟	2,460,997	91,844,121	香 川	946,022	35,305,431
富 山	1,008,790	37,647,925	愛 媛	1,521,878	56,796,309
石 川	957,279	35,725,541	高 知	873,874	32,612,876
福 井	753,374	28,078,510	福 岡	3,530,169	131,745,495
山 梨	811,369	30,280,196	佐 賀	945,082	35,270,350
長 野	2,060,831	76,909,972	長 崎	1,645,492	61,409,569
岐 阜	1,542,712	57,573,832			
静 岡	2,471,472	92,235,047			

義務教育費国库負担金 10月分交付額

文部省では、30年度義務教育費国库負担金第3・4半期分のうち、10月分10,209百万円の配分を決定した。都道府県別交付額の内訳は次のとおり。

義務教育費国库負担金10月分交付額 (単位百万円)

都道府県名	第3・4半期総額	うち10月分交付額	都道府県名	第3・4半期総額	うち10月分交付額
北海道	1,255	606	新 潟	657	318
青 森	831	159	富 山	257	132
岩 手	366	176	石 川	255	122
宮 城	399	192	福 井	191	91
秋 田	347	167	山 梨	241	116
山 形	360	172	長 野	535	257
福 島	531	254	岐 阜	390	188
			静 岡	604	289
			愛 知	820	390
			三 重	395	189
			滋 賀	217	104
			京 都	492	235
			大 阪	932	445
			和 歌 山	619	296
			鳥 取		
			島 根		
			岡 山		
			廣 島		
			山 口		
			徳 島		
			香 川		
			愛 媛		
			高 知		
			福 岡		
			佐 賀		
			長 崎		
			大 分		
			宮 崎		
			鹿 児 島		
			合 計	83,403,623	3,112,613,480

東	3,430,000	2,750,000	680,000	1,100,000	150,000	1,250,000
北	740,000	610,000	130,000	250,000	100,000	350,000
東	1,300,000	1,040,000	260,000	420,000	200,000	620,000
近	450,000	360,000	90,000	150,000	50,000	200,000
中	180,000	150,000	30,000	60,000	—	60,000
四	2,680,000	2,210,000	470,000	890,000	450,000	1,340,000
南九州	1,950,000	1,550,000	400,000	620,000	350,000	970,000
合 計	11,960,000	9,660,000	2,300,000	3,890,000	1,500,000	5,390,000

9月15日現在産米收穫予想

農林省では、9月15日現在の30年度産米の作柄概況を10月5日次の如く発表した。

- ① これによると、全国平均作況指数は、水稲115%、陸稲111%（平年作柄を100%とする）で、予想收穫高は、水陸稲合計約7,665万石で、戦前、戦後を通じ最高の豊作が予想されている。
- ② これを8月15日現在の予想收穫高7,400万石に比べると、265万石の増収であり、
- ③ 29年同期の予想收穫高6,463万石に比べ、1,202万石の増収予想となる。
- ④ 作況指数は、前回の水稲112%、陸稲113%に比べると、水稲は3%高く、陸稲は2%低下した。
- ⑤ なお、29年の推定実收穫6,075万石に比べ、1,590万石の増収となり、平年收穫6,618万石に比べ、1,047万石の増産が見込まれる。

昭和30年度地方債（電氣事業起債）

前貸額追加配分

奈良	187	90	高 知	231	111
和歌山	291	140	福岡	1,021	487
鳥取	174	83	佐賀	234	112
島根	246	118	長崎	406	194
岡山	392	188	熊本	479	230
広島	513	246	大分	332	160
山形	408	195	宮崎	268	129
徳島	232	111	鹿児島	525	252
香川	228	109			
愛媛	386	185	計	21,303	10,209

大蔵省では、昭和30年度地方債（都道府県電氣事業起債、道は夕張川と二股）に対し、起債前貸額の追加配分を次のとおり決定した。

昭和30年度電氣事業起債に対する起債前貸追加配分額表

(単位千円)

地区名	電氣事業 起債承認額	資金区分		前回 配分額 (30.8.9)	今回追加 配分額	合計
		金庫 運用部	公募			
北海道	30,000	30,000	—	10,000	—	10,000
東北	1,200,000	960,000	240,000	390,000	200,000	590,000

全國水陸稻作付面積及び作況指數

都道府県名	作付面積 (單位町歩)			前年比 (△は減)	作況指數 (%)	
	水 稻	陸 稻	計		水 稻	陸 稻
全 国	2,929,700	178,670	3,108,370	31,781	115	111
北海道	161,570	32	161,602	5,632	120	120
青 森	71,810	500	72,310	800	125	137
岩 手	65,320	800	66,120	740	120	111
宮 城	104,860	550	105,410	250	119	112
秋 田	105,430	870	106,300	720	117	103
山 形	97,950	410	98,360	330	118	69
福 島	99,330	2,860	102,190	1,120	121	121
茨 城	93,990	30,760	124,750	2,820	114	87
栃 木	75,360	17,830	93,190	3,270	115	124
群 馬	36,020	25,440	51,460	△ 420	114	145
埼 玉	69,510	20,570	90,080	2,360	115	120
千 葉	101,600	10,260	111,860	630	115	102
東 京	7,240	8,420	15,660	1,100	113	122
神 奈 川	17,340	10,310	27,650	640	115	120
新 潟	177,990	490	178,480	1,200	112	91
富 山	73,310	70	73,380	210	117	77
石 川	51,150	8	51,158	125	116	105
福 井	46,510	72	46,582	631	114	85
山 梨	17,300	1,110	18,410	216	113	95
長 野	70,810	740	71,550	360	115	78
岐 阜	61,940	2,300	64,240	420	113	97
静 岡	56,310	4,550	60,860	60	109	113
愛 知	85,750	3,550	89,300	980	111	97
三 重	67,390	2,730	70,120	60	110	86
滋 賀	61,390	40	61,430	175	113	80
京 都	36,580	91	36,670	231	111	80
大 阪	30,610	20	30,630	58	108	93
兵 庫	89,260	47	89,370	581	112	70
和 歌 山	27,750	93	27,843	208	111	95
鳥 取	31,430	770	32,200	210	116	71
島 根	49,170	57	49,227	7	115	90
島 田	80,480	490	80,970	470	115	66
岡 山	69,400	350	69,750	140	116	80
広 島	64,430	60	64,490	△ 86	115	70
山 口	29,300	1,080	30,380	760	117	68
徳 島	36,000	50	36,050	53	113	84
香 川	40,460	330	40,790	120	116	85
愛 媛	2,630	400	2,630	310	115	98
高 知	33,970	34,370	34,370	250	115	98
福 岡	93,180	940	94,120	650	109	99
佐 賀	52,770	350	53,120	220	107	90
長 崎	30,530	1,220	31,750	80	113	109
熊 本	74,030	10,160	84,190	1,830	112	104
大 分	51,210	3,520	54,730	1,390	116	74
宮 崎	46,920	5,330	52,250	△ 980	120	110
鹿 児 島	55,540	17,860	73,400	340	123	121

(注)

高知県の数字の上は二期作、下は一期作。



地方行政疑義問答集

議員の身分取得の時期について

(昭三〇・五・四
北海道議会事務局局長宛行政課長電信回答)

問一 前議員の任期満了前に新議員の当選告示があつた場合に於ても、新議員の身分取得の時期は、任期起算日と思うがどうか。

二 右の任期起算日前には、新議会の招集告示は出来ないとと思うがどうか。

答一 電照の件、お見込のとおり。

二 新議員の身分取得後議会が開かれるものである限り、差し支えないものと解する。

議長の辞職

(昭三〇・三・二五、自丁行発五一号
秋田県吉田村長宛行政課長)

問一 議長たる議員が議会閉会中辞職しようとするときは、地方自治法

第一二六条の規定により副議長の許可を受くべきものと解してよいか。

二 議会閉会中に議長たる職のみを辞することが出来るか。

三 一の場合、副議長は、議長の辞職を許可しないことができるか。

答一 お見込のとおり。

二 できない。

三 正当なる事由がない限り許可すべきものである。

給水栓の売買、その他譲渡に伴う権利、義務の繼承について

(昭三〇・四・六、自丁行発第五四号
北海道総務部長宛行政課長回答)

問 給水使用条例に別記の条項が規定されている場合、甲の所有に係る給水栓を乙に売却したが、甲に水道使用料等の滞納があるときは、市はこれを乙から徴収することができるか、また甲の滞納を理由に乙に対して給水を拒むことができるか。

(別記)

第X条 給水関係者に異動がある場合は、新旧関係者は、連署をもつて届け出なければならぬ。この場合、新旧関係者は、一切の権利、義務を継承したものとみなす。

前項の場合において、連署ができないときは、その理由を具して、市長の承認を受けなければならない。

答 いずれもできない。

(註釈) 所問は、水道を使用している住民が移転する場合等において、水道使用料の未納が多く、かつ、その後に転住した者が、公法上の義務を負担することとなり、当該水道を使用するおそれが多いことより、かかる条項(案)を考えたものと思われる。従つて、かかる異動のある場合においては、その異動の旨の

届出義務を課することはさしつかえないのであるが、前任者の未払額を承継するものとするには疑問がある。すなわち、营造物の使用料の徴収は、原則として使用者に限定されるものであるから、給水栓の買受人、又は後に転住してきた者の如く、前任者の水道使用に何ら関与しない第三者に対して当該使用料徴収の義務を負わせることを条例によつて義務づけることは、地方公共団体の营造物の使用を住民の権利として認めている法（法第一〇条）の基本的理念にも反するものと考えられる。また、給水栓（個人の私所有に属するもの）の売買について、所問の如く使用料の負担義務を条例によつて負荷することは、私法の領域に属する契約の自由を制限することとなるから、承継人に債務の負担義務を課することは容認されない。なお、使用料の承継をすることができる場合についてみれば、相続によるものにあつては、法律（民法相続の条項参照）によつて当然に承継されるものであり、また、当事者間において前任者の使用料を負担する旨の契約なり、とりきめがなされた場合には、当事者間の自由意思に基づくものであるから、契約自由の原則に悖るものではなく、それは、前任者に代つて、承継人が事実上使用料を支払つたにすぎず、その効果は前任者に帰属することとなるので、そのために考慮して規定されるものとすれば、殊に規定をする迄もなく解決できる事柄である。

更に又、使用料の強制徴収については、国税滞納処分例によることとされているが、国税徴収法第四条の二の規定によれば、相続の場合については、相続人に対して納税義務を課しているが、その他の場合については、何ら規定されていないところからしても、使用料の強制徴収は不可能といわざるをえない。

以上のような観点からして、本件回答の如く解するのを至当とする。

分担金徴収条例の専決処分について

（昭三〇・四・七、自丁行発第五七号）
（長野県林務部長宛行政課長回答）

問 県営林道事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例案を三月定例

会（二月二十八日招集、三月十八日閉会）に提案したが、公聴会を開催することもできず、審議未了となつたので、地方自治法第一百七十九条の規定により、長は専決処分することができるか。

答 所問の場合にあつては、専決処分をすることはできないものと解する。

（註釈） 分担金徴収条例を制定し、又は改正（廃止する場合は含まない）する場合には、常任委員会、又は特別委員会において予め公聴会を開き、利害関係人の意見を聴くことを必要とされているのは、分担金の徴収が人的に、又は地域的制限による一定の受益者負担に基づくために、十分に民意を尊重する必要があるからである。従つて、分担金徴収条例の制定、又は改正にあつて、公聴会を開催しなかつた場合においては、当該条例は、その成立要件に瑕疵があり無効なものと解される（昭二五・八・二九、行政実例）。従つて、公聴会の開催と議会の議決との関係についてみれば、公聴会は、議会の議決に先行する別個、独立の行為と解される。

よつて、所問についてみれば、専決処分は、議会を招集する暇がないとき等、法定事由に該当している場合に緊急に成立を要する事案について、長に、議会に代つて処分をなさしめるものであるから、それは議会の議決すべき事件の処分について認められるのであるが、公聴会は、特に常任委員会、又は特別委員会において行うことを必要とし、しかも、それは議決に先行する独立行為と解されることよりして、法一七九条に規定する「議会の議決すべき事件」の処分に含ましめ、公聴会を開くことなく専決処分を認めることは、特に公聴会制度を設けた趣旨をも没却するからである。

地方自治法第二百四十三條第一項但書の疑義について

（昭三〇・三・一八、自丁行発第四五号）
（長野県総務部長宛行政課長回答）

問 地方自治法第二百四十三條但書の規定に基き、競争入札に付さない

で契約するため議会の同意を得る場合、

一 その都度議決を得ることなく、一括議決を得ることは差し支えないと思うがどうか。

二 同規定による「議会の同意」を条例で定めることができるか。

答一 予め概括的な範囲及び限度を定めて同意を得ておくことは、差し支えない。

二 できない。なお、一により承知されたい。

(註釈) 地方公共団体が行う契約については、公正を確保するために一般競争入札によることを原則とし、臨時急施を要するとき、入札の価格が入札に要する経費に比して得失相償われないとき、又は議会の同意を得たときにあつては、特に指名競争入札、随意契約によることが認められている。

この場合「議会の同意を得たとき」とは、基本的には、個々の具体的事件の契約について議会の同意を必要とする趣旨に解すべきであるが、しかし、かかる狭義に解するときは、例えば、小額物品の購入の如く、その都度議会の同意を得ることが困難である場合等が予想されるので、かかる場合をも勘案し、行政の合理的、能率的運営を確保するため、概括的な範囲及び限度を定めて同意を得ることがむしろ適当であらう。

次に、議会の同意を条例で定めることの適否については、同意とは、議会が普通地方公共団体の意思機関として、一定の行為がその効力を生ずるためにする意思表示であるから、現行法上の解釈としては、自治立法権として認められる条例事項と本質的にその性質を異にしていることより、条例で定めることができないものと解されるのである。

しかし、今回の改正案では、条例で定めることができるようにされている。

報道から拾う

解放地、地主に戻る

最高裁で国側が敗訴

戦後日本の民主化の先頭を切つたといわれる農地解放の行き過ぎがあつたと、旧地主の土地返還運動が強まつているとき、昭和二十三年不在地主の農地として買収された土地について、その買収を違法行為として国を相手どつて訴訟を提出した事件が、最高裁において、『近く土地使用の目的を変更することを相当とする農地』として指定されていぬ農地であつても、客観的に右の場合に該当するときは、これを買収することは違法である』との判決があり、不在地主として取り上げられた土地が旧地主の手に返えることとなつたが、これは『自作農創設特別措置法第五号によれば「近く土地使用の目的を変更することを相当とする農地で、市町村農地委員会が、都道府県農地委員会の承認を得て指定し、または都道府県農地委員会の指定した土地は買収しない」との一項があり、同土地は当然近く宅地になるものであるから、これを買収すべきでない』との地主側の主張が容れられたもので、判決理由にも、『本件のように客観的に、法に所定の「近く土地使用の目的を変更することを相当とする農地」に該当する場合には、都道府県農地委員会の承認を得て所定の指定を行うべきであり、かかる農地について、右の指定を行わずして買収計画を樹立することは違法であり、このような違法な買収計画に基づく買収処分もまた違法たるを免れない』ことが明らかにされている。

なお、この土地については、すでに小作人は国からこの土地を買受けて登記をすませているだけに、国がこの問題をどう解決するか、また指

定を受けないで買収された農地が、全道的、全国的に相当あるといわれるだけに、この判決は今後注目される問題が多い。

有料の社宅借受けは賃貸借か？ 使用貸借か？

社宅は、多くの場合、賃料、その他の名義で、きわめて僅かの金額を会社に支払っているが、この金が民法にいう賃料であるとすれば、社宅契約は民法の賃貸借の適用を受け、社員が退社しても、六ヶ月前の催告と、正当な事由がなければ、明け渡しの請求をすることができず、その金が、民法にいう賃料でなければ、民法の使用貸借で、借家法の適用がなく、相当の期間を定めて明け渡しの請求ができることになる。

このことについて、大阪地裁の最近の判例は、賃料月額十円を支払ってはいるが、その性質から、これは使用の対価ではなく、したがって、民法の賃料ではないとして使用貸借と認め、借家法の適用外として「要求を受けてから三十日以内に立ち退く」とする特約を有効と認めたのであるが、同地裁が、さきと同様ケースの事件で、賃料月三十円を支払っていた事件については、これを賃貸借と認めて、借家法の適用ありとして「退職と同時に明け渡す」とする特約は無効であるとした判例と、対照的で注目されるものである。

なお、使用貸借と認めた判決の理由は、

「社宅使用の法律関係の性質は、一概に社宅規則の内容によつて決定されるものではなく、社宅の使用料の有無及びその額、社宅使用を現物給与として所得税の源泉徴収をしているか否か、社宅入居の従業員と社宅に入居していない従業員との会社に対する関係の相違等、諸般の事情を考慮した上決定すべきである。

しかして、本件家屋の使用関係の性質を考へてみるに、社宅の電灯使用料は会社が負担しており、又、社宅の入浴料は、従業員は無料、家族は一人月額二、三円程度であるのに対し、社宅使用料は月額僅かに十円であつたこと、原告会社従業員中、社宅に入居していない者に、社宅使用の利益に相当する何物も支給され

ていなかったこと、原告会社は、被告から本件家屋使用を現物給与として所得税の源泉徴収をしていなかったこと等の事実と、原告会社が従業員に福利施設として社宅に入居させ、退職の時には、原告会社の要求により三十日以内に社宅より退去すべき旨定めた社宅規則の内容とを総合して考えると、一日十円の社宅使用料は、原告会社が被告（従業員）に対し、本件家屋を使用収益させることと対価関係に立つものでなく、維持費の一部に充て、或は社宅を使用しない従業員との権衡上名目的に徴収していたものにすぎない。従つて、本件家屋の使用関係は、従業員たる身分を前提とし、その従業員である期間に限つて本件家屋を使用することができ、その身分を失い原告会社より退去を命ぜられたときは、被告は三十日以内に退去明渡さなければならぬという趣旨の特殊の使用貸借関係であり、賃貸借ではないと解される。」

として、
「被告は、家屋明渡の要求の日より三十日以内に本件家屋より退去すべき債務を負担しているもの」とされたものである。



雜誌類頁總合目次

第 5 号

昭和 30 年 1 月 ~ 6 月



北 海 道 議 会 事 務 局

分類目次

憲	法	1		
政	治	2		
財	政	3		
經	濟	6		
地	方	行	政	7
法	學	一	般	9
產	業	12		
教	育	14		
國	際	14		
勞	働	15		
保	安	17		
人	事	17		
雜		18		

北海道議會事務局調査課編

憲 法

(年月欄内カツコの(15)は15日、(中)は中句号の意とする)

題 名	著 者 名	雜 誌 名	年月(巻號)
資料 日本国憲法改正案要綱	自由党 憲法調査会	法 律 時 報	30.1
資料 日本国憲法改正案要綱案	自由党 憲法調査会	ジュリスト	30.1 (1)
憲法改正意図の史的意義 (共同研究)	中村哲 外5名	法 律 時 報	30.1
憲法改正問題の考え方	宮 沢 俊 義	ジュリスト	30.1 (1)
憲法改正論の二つの型	鶴 飼 信 成	ジュリスト	30.1 (1)
憲法改正問題の概観	芦 部 信 喜	ジュリスト	30.1 (1)
憲法改正はできるか	関 口 泰	改 造	30.1
「座談会」 憲法改正問題 (上) (下)	我妻栄 外5名	ジュリスト	30.1 (1)(15)
憲法二十四条は改正すべきか	我 妻 栄	法 律 時 報	30.1
軍隊の形成と憲法改正	福 島 新 吾	法 律 時 報	30.1
憲法はなぜ変えてはいけないか	末 川 博	法 律 時 報	30.1
(憲法改正問題) 国会制度	田 上 穰 治	ジュリスト	30.1 (15)
(憲法改正問題) 内閣制度改革の問題点	杉 村 章 三 郎	ジュリスト	30.1 (15)
(憲法改正問題) 司法制度	兼 子 一	ジュリスト	30.1 (15)
(憲法改正問題) 「財政」条項をめぐる論点	小 島 和 司	ジュリスト	30.1 (15)
(憲法改正問題) 地方自治の保障	田 中 二 郎	ジュリスト	30.1 (15)
最近のフランスの憲法改正	小早川淳一郎	レフアレンス	30.4
憲法改正論と最高裁の機構	鈴 木 義 男	時 の 法 令	30.5 (3)
日本国憲法成立史 (1) (2) (3) (4)	佐 藤 達 夫	ジュリスト	30.5 (1)(15)
日本国憲法誕生記	佐 藤 達 夫	時 の 法 令	30.6 (1)(15)
憲法「第四章国会」の成立過程	佐 藤 達 夫	レフアレンス	30.5 (3)
枢密院に於ける日本国憲法審議 (一) (二)	諸 橋 襄	自 治 研 究	30.5,6
各国憲法の定める憲法裁判 (一) (二)	川 上 勝 巳	時 の 法 令	30.1 (23)
軍の最高指揮権の所在に関する各国憲法の規定	中 村 和 夫	レフアレンス	30.2 (3)
日本の新憲法と極東委員会		レフアレンス	30.2
地方自治に関する各国憲法の規定 (一) (二) (三)	成 田 頼 明	時 の 法 令	30.3 (3)(13)(23)
内閣総理大臣及びその他の大臣の 任免に関する各国憲法の規定	中 村 和 夫	レフアレンス	30.3
憲法の文民に関する規定の諸見解と 外国の立法例	田 村 八 郎	レフアレンス	30.5
基本的人権の保障	我 妻 栄	ジュリスト	30.1 (1)
新憲法の世界観的立場	田 中 耕 太 郎	ジュリスト	30.1 (1)
衆議院の解散と憲法の二つの規定 (一) (二)		時 の 法 令	30.1 (13)(23)
地方自治行政わが党の抱負 根本は憲法を擁護しその精神の推進にあり	水 谷 長 三 郎	自 治 時 報	30.2
戦争放棄条項と国際法理 (三)	田 中 正 巳	北 海 道 自 治	30.3
琉球政府章典		法 律 時 報	30.3

題 名	著 者 名	雜 誌 名	年 月(巻 號)
沖縄における人権問題	自由人権協会	法 律 時 報	30.3
現行憲法の性格	宮 本 吉 夫	時 の 法 令	30.5 (3)
自主憲法と家族制度	船 田 中	時 の 法 令	30.5 (3)
憲法問題には軽重緩急がある	金 森 徳 次 郎	時 の 法 令	30.5 (3)
憲法裁判所の組織・権限に関する立法例		レファレンス	30.6
限時法論と憲法との関係	安 平 政 吉	ジュリスト	30.6 (15)
中華人民共和国憲法 (和訳)		レファレンス	30.1

政 治

自粛改正された公職選挙法 —連座制の強化、連呼行為の禁止等—	町 田 充	時 の 法 令	30.1 (3)
公職選挙法の改正と選挙運動等の制限	尾 崎 幸 一	警 察 研 究	30.1
公職選挙法の改正と罰則 (一) (二)	安 原 美 穂	警 察 研 究	30.1,2
「国会・選挙制度改正」の伏線	河 中 二 講	法 律 時 報	30.1
選挙法改正と地方選挙	兼 子 秀 夫	地 方 自 治	30.3
第二十二国会における選挙法の改正について	降 矢 敬 義	自 治 時 報	30.4
衆議院議員総選挙の投票結果に関する調 (総括表) (昭30.2.28)		地 方 行 財 政 週 報	30.3 (2)
最高裁判所裁判官国民審査の 投票結果に関する調		地 方 行 財 政 週 報	30.3 (2)
最高裁判所裁判官国民審査の 開票結果に関する調		地 方 行 財 政 週 報	30.3 (2)
総選挙を顧みて	兼 子 秀 夫	自 治 時 報	30.4
二月総選挙の結果について		レファレンス	30.4
地方公共団体の選挙と財政措置	神 崎 治 一 郎	地 方 財 務	30.1
地方選挙と地方公務員の立場	岡 部 史 郎	自 治 時 報	30.2
政治と選挙権 (上) (下)	法 貫 三 郎	北 海 道 自 治	30.2,3
諸外国における上院議員の選任の方法 —公選議員の選出方法を中心にして—	関 正 幸	レファレンス	30.5
ソ連邦最高会議選挙法	田 村 八 郎	資 料 月 報	30.6
臨時国会で成立した災害関係立法		時 の 法 令	30.1 (3)
内閣一特にその権限拡大の問題	佐 藤 功	法 律 時 報	30.1
国力無視の行政機構		東 洋 経 済 新 報	30.1 特集号
国会議員と大臣との兼職	小 早 川 淳 一 郎	レファレンス	30.3
参議院制度の改革	広 瀬 久 忠	時 の 法 令	30.5 (3)
内閣不信任制度(上)(下) —各国憲法に見る—		時 の 法 令	30.4 (3)
上院改革に関する一試論	吉 田 一 郎	レファレンス	30.5
英国の政治職の給与	佐 久 間 彌	自 治 時 報	30.1
フランス国民議会の選挙システムと政党	野 村 敬 造	ジュリスト	30.2 (15)

題 名	著 者 名	雜 誌 名	年 月 (巻 號)
イギリス議会における両院の権限の差異	藤 田 晴 子	レファレンス	30.5
英国国会の用語と発言内容についての規律	藤 田 晴 子	レファレンス	30.6
各国の解散制度(上)(下) — 各国憲法に見る —	益 田 益 太 郎	時 の 法 令	30.6 (13)(23)
食糧管理制度に関する説明資料	農林省 食糧調査課	資 料 月 報	30.1
食糧管理制度の現状 — 統制撤廃論議と予約制 —	松 元 威 雄	資 料 月 報	30.2
天皇元首論の実態	小 口 偉 一	改 造	30.1
鳩山政権論	豊 田 四 郎	改 造	30.2
住宅対策に関する問題点		資 料 月 報	30.3
英米主要政党の組織、党員、資金調達及 び政策決定方法比較一覧表		レファレンス	30.1
東西ドイツの政党組織とその実態 (二)	清 水 芳 一	レファレンス	30.2
我が国及び英国の政党の 衆議院において占める議席数の変遷	山 中 重 男	レファレンス	30.2
再軍備を続行する限り 政府声明は空文に過ぎない	遠 藤 三 郎	世 界	30.3
保守党論	木 村 禧 八 郎	世 界	30.3
社会主義政党の出所進退	大 内 兵 衛	世 界	30.3
自肅国会はどう運営されるか	鈴 木 隆 夫	時 の 法 令	30.2 (23)
〆時に午後六時二分〆 衆議院解散の あり方と解散の効力発生の時期 —	鮫 島 真 男	時 の 法 令	30.3 (13)
「自衛軍」と民主主義	家 永 三 郎	改 造	30.1
国家の自衛権と国民の自衛権	長 谷 川 正 安	法 律 時 報	30.1
「国の安全と防衛」の問題点	佐 藤 功	ジ ュ リ ス ト	30.1 (1)
教書に示された米国の進路		東 洋 経 済 新 報	30.1 (29)
天皇 — 象徴から元首へ?	小 島 和 司	法 律 時 報	30.1
ワイマール民主主義の進つた道	畑 田 重 夫	法 律 時 報	30.1
沖縄・小笠原の帰属	田 畑 茂 二 郎	ジ ュ リ ス ト	30.4 (15)
沖縄・小笠原の返還	一 又 正 雄	ジ ュ リ ス ト	30.4 (15)
ビキニ事件の解決と残された法律問題	大 平 善 楯	ジ ュ リ ス ト	30.3 (1)
五島と離島振興	松 岡、勝 原	レファレンス	30.5
沖縄とわが残余主権 — その法的地位について —		時 の 法 令	30.6 (23)

財 政

昭和三十年代予算編成大綱	相 沢 英 之	時 の 法 令	30.2 (13)
〔特集〕 昭和三十年代予算の説明	大 蔵 省 主 計 局	資 料 月 報	30.3
昭和30年度予算の内容	大 蔵 省 森 永 主 計 局 長	資 料 月 報	30.4
大蔵省原案と予算編成の問題点		東 洋 経 済 新 報	30.4 (16)
予算編成後記	山 野 幸 吉	自 治 研 究	30.5 (10)

題 名	著 者 名	雜 誌 名	年 月 (卷 號)
昭和三十年年度予算の大要	相 沢 英 之	時 の 法 令	30.5 (13)
四、五月分の暫定予算成立		時 の 法 令	30.4 (23)
六月分暫定予算の内容を見る	相 沢 英 之	時 の 法 令	30.6 (3)
昭和三十年年度の地方財政の展望	鈴 木 俊 一	地 方 財 務	30.1
決算にあらわれた地方財政	自治庁調査課	自 治 研 究	30.1
補正予算及び修正地方財政計画	合 志 進	地 方 財 務	30.2
昭和三十年年度地方財政の問題点 (未定稿)		地方行財政週報	30.3 (23)
昭和三十年年度地方財政について (地方財政審議会)		地方行財政週報	30.4 (13)
地方財政計画策定の経緯とその意義	奥 野 誠 亮	自 治 研 究	30.5
30年度地方財政計画の問題点		資 料 月 報	30.5
昭和三十年年度地方財政計画		地方行財政週報	30.5 (18)
昭和三十年年度地方財政計画 (民主自由党修正による)		地方行財政週報	30.6 (15)
地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳		地方行財政週報	30.6 (22)
地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳		地方行財政週報	30.6 (22)
昭和三十年年度 地方団体の歳入歳出の総額の見込額		地方行財政週報	30.6 (22)
地方財政再建促進特別措置法案要綱		地方行財政週報	30.5 (11)
地方財政再建促進法特別措置法(案)(30.5.13)		地方行財政週報	30.5 (18)
地方財政における赤字問題とその打開策	中 川 一 郎	資 料 月 報	30.1
赤字原因のみかたと財政再建計画のたてかた (上)(下)	佐 野 政 一	地 方 財 務	30.1,2
地方財政の窮乏とその帰結 —炭鉱労働者の町をみて—	小 沢 辰 男	北 海 道 自 治	30.1
地方財政の再建とその方策	紫 田 護	地 方 自 治	30.2
地方財政の再建整備問題	中 川 一 郎	資 料 月 報	30.2
地方財政再建の前提	岡 田 純 夫	自 治 研 究	30.2
地方財政の赤字は如何にして解消するか	荻 田 保	自 治 春 秋	30.2
地方自治行政わが党の抱負 地方財政の再建整備と国税の地方還元	水 田 三 喜 男	自 治 時 報	30.2
地方財政再建整備の諸問題	首 藤 堯	自 治 時 報	30.3
地方財政赤字の原因とその対策	荻 田 保	地 方 財 務	30.3
地方財政の危様と再建整備問題のゆくえ	中 川 一 郎	レフアレンス	30.3
赤字論 (上)(下)	松 村 清 之	北 海 道 自 治	30.5,6
国庫補助金と地方自治	綿 貫 芳 源	北 海 道 自 治	30.4
昭和三十年年度 地方公共団体に対する国庫補助金調		地方行財政週報	30.5 (4)
輸出補助金政策破棄への動き	神 野 生	資 料 月 報	30.4
補助金の経理の実態	井 上 鼎	自 治 研 究	30.4
農林関係補助金について	亀 長 友 義	自 治 研 究	30.6
昭和二十九年年度 地方債計画とその実行結果について	及 川 角 寿	自 治 時 報	30.4

題 名	著 者 名	雜 誌 名	年 月 (巻 號)
昭和三十年度地方債計画		地方行財政週報	30.4 (27)
昭和三十年度地方債許可方針		地方行財政週報	30.5 (11)
学校起債をめぐる問題	及川角寿	地方財務	30.1
地方債証券公庫について	四柳修	地方財務	30.3
英国地方債制度の研究 (一) (二)	大村襄治	自治研究	30.3,4
北海道財政の直面する問題 (一) (二)	蝦名賢造、辻勉	北海道自治	30.1,2
府県における予算の組み方 (一) (二) (三)	河野達雄	地方財務	30.2,4,5
最近における京都市の財政状況について	中根武夫	自治時報	30.4
昭和三十年度岡山県予算と問題点	荒木栄悦	自治時報	30.4
昭和二十八年度市町村決算の分析 (一) (二)	川端亮二	地方財務	30.1,3
町村財政の分析 (上) (下)	川端亮二	北海道自治	30.2,3
新市町村の建設と財務運営	宮沢弘	地方財務	30.2
町村の財政運営を見て	檜山勝夫	地方自治	30.4
市町村財政白書	松村清之	自治春秋	30.6
北海道都市財政の分析 (一) (二)	赤津毅	北海道自治	30.4,5
昭和二十九年都道府県税徴収実績調 (昭和二十九年十二月末日現在)		地方行財政週報	30.3 (23)
昭和二十九年対比昭和三十年度 地方税及び地方譲与税収入見込額		地方行財政週報	30.5 (18)
地方税法の一部を改正する法律案要綱		地方行財政週報	30.5 (11)
昭和三十年度税制改正の概要 (上) (下)		時の法令	30.5 (31)3
地方税制改正案による増減収見込額調		地方行財政週報	30.5 (18)
改正前後の地方税及び地方譲与税収入見込額調		地方行財政週報	30.5 (18)
地方税法の一部を改正する法律案の 提案理由に関する川島国务大臣説明要旨		地方行財政週報	30.6 (1)
地方交付税をめぐる諸問題(座談会)(上)(下)	首藤堯 他8人	地方財務	30.1,2
昭和29年度特別交付税決定額調 (都市分)		地方行財政週報	30.3 (2)
昭和29年度特別交付税決定額調 (町村分)		地方行財政週報	30.3 (2)
地方交付税法の一部を改正する法律 (案)		地方行財政週報	30.6 (1)
交付税の総額の見込額及びその内訳		地方行財政週報	30.6 (22)
入場譲与税法の一部を改正する法律案要綱		地方行財政週報	30.5 (11)
入場譲与税法の一部を改正する法律案		地方行財政週報	30.5 (11)
地方道路譲与税法案要綱		地方行財政週報	30.5 (11)
地方道路譲与税法案		地方行財政週報	30.5 (11)
固定資産評価基準の改正について	森岡真女	自治時報	30.1
減税の余地は相当にある		東洋経済新報	30.1 (22)
目立つ税の不均衡		東洋経済新報	30.2 (19)
遊興飲食税をめぐる諸問題 一座談会一	奥野誠亮他7名	自治時報	30.3

題 名	著 者 名	雜 誌 名	年 月 (巻 號)
都道府県議会議員の地方税の滞納に関する調		地方行財政週報	30.5 (18)
市町村議会議員の滞納に関する調 (総括表)		地方行財政週報	30.5 (25)
租税の限界に関するコーリン・クラークの理論	石原 義盛	資料月報	30.6
地方税法と非課税規定の問題	長橋 茂男	北海道自治	30.6
教育委員会の財務運営 (一) (二)	佐藤 三樹太郎	地方財務	30.1.3
地方公営企業の予算制度 (二)	福島 直喜	地方財務	30.2
主要諸国の社会保障費と 総歳出、国防費との対比		資料月報	30.2
公金の支出制限について	酒井 昭	地方財務	30.2
歳入の減免手続	綾野 芳一	地方財務	30.3
歳入・歳出の所属年度区分	高山 昭三	地方財務	30.3
国会における決算の取扱	鈴木 重武	レファレンス	30.4
歳入の繰越に伴う事務処理	佐野 政一	地方財務	30.5
暫定予算、一兆円予算その他	長野 士郎	地方財務	30.5
我が国公共事業費の分析	塚田 孝	レファレンス	30.6
予算関係等の三つの財政立法	荒井 勇	時の法令	30.6 (23)
ニュー・ヨーク市財政改革案 (四) (五)	荻田 保	自治研究	30.2.3
英国の住宅問題と地方財政	井上 孝	自治時報	30.3

経 済

今後の日本経済とその課題	大束 佐武郎	労働時報	30.1
本年の経済情勢と労働問題の展望 (対談)	中川 伊知郎 稲 栗 秀三	労働時報	30.1
昭和三十年度上期の経済動向 I 一般経済の動向 II 主要産業別動向		調査月報	30.3
昭和三十年度経済計画の大綱	経済審議庁	資料月報	30.3
総合経済計画の検討	田中 久義	資料月報	30.4
総合経済計画前期三ヶ年の年次別構想	経済審議庁	資料月報	30.5
金融正常化の実態を見究める —金融政策転換は慎重に—	新木 栄吉	東洋経済新報	30.2 (19)
終戦以来の金融回顧		調査月報	30.2
金融引締め再調整の是非 —下村理論の概要とその問題点—	石原 義盛	レファレンス	30.5
自己金融に関する各国の実態とわが国の問題点	中川 一郎	資料月報	30.6
昭和二十九年度の貿易収支		資料月報	30.3
本道経済の季節的変動	宮本 茂樹	調査月報	30.3
経済三層構造の計数的実証	宮本 茂樹	調査月報	30.4
西独の経済正常化と税制改革	榎木 航三郎	東洋経済新報	30.3 (12)
フランス経済の回復と労働生産性	労働統計調査部	労働時報	30.4.5合併号

地 方 行 政

題 名	著 者 名	雜 誌 名	年 月 (卷 號)
地方自治法の一部を改正する 法律案要綱について		資 料 月 報	30.4
地方自治法の一部を改正する法律案要綱 (昭和30. 5. 31閣議決定)		地方行財政週報	30.6 (1)
地方自治法の一部改正法案要綱の概要	長 野 士 郎	自 治 研 究	30.6 (10)
地方自治法の一部を改正する法律案		地方行財政週報	30.6 (8)
地方公営企業法の一部を改正する法律 (案)		地方行財政週報	30.6 (1)
地方公営企業法の一部を改正する 法律案関係資料		地方行財政週報	30.6 (29)
公営企業体の合理化について	杉 村 章 三 郎	自 治 研 究	30.2 (10)
地方公共団体経営の指針	小 林 与 三 次	地 方 自 治	30.1
府県制度の根本的改革について	鈴 木 俊 一	時 の 法 令	30.1 (3)
府県制度の改革	田 中 二 郎	時 の 法 令	30.1 (3)
脱皮を要求される府県制	長 浜 政 寿	時 の 法 令	30.1 (3)
地方制度調査会における 府県制度改革に関する意見の要約		地方行財政週報	30.2 (23)
地方自治と府県制度の改革 (座談会)	鶴 飼 信 成 外 4 名	ジ ュ リ ス ト	30.4 (1)
昭和三十年の地方行政の展望	茨 田 保	自 治 時 報	30.1
民主々義における地方自治	長 浜 政 寿	法 律 時 報	30.1
地方自治行政わが党の抱負—民族の独立、 平和及び再軍備反対が地方自治擁護へ—	伊 藤 好 道	自 治 時 報	30.2
地方自治行政わが党の抱負 —地方行政の簡素化・能率化の断行—	稲 葉 修	自 治 時 報	30.2
地方自治はこれでよいか		自 治 時 報	30.2
地方自治の回顧と其の希望図	長 橋 茂 男	北 海 道 自 治	30.3
地方自治に及ぼす選挙の功罪	西 島 芳 二	地 方 自 治	30.6
地方自治の運用に関する若干の問題	吉 富 重 夫	北 海 道 自 治	30.6
自治運営三則 (一) (二)	小 林 与 三 次	自 治 研 究	30.1, 3
市町村と公衆衛生	兼 子 秀 夫	自 治 春 秋	30.1
地方団体における監査 (一)	斎 藤 喜 良	自 治 研 究	30.2
地方行政機構の簡素化をめぐる	長 野 士 郎	地 方 自 治	30.3
新市町村経営の一方策	林 忠 雄	自 治 研 究	30.4 (10)
町村の下部組織について	柿 元 兼 二	地 方 自 治	30.4
地方議会の最近の活動と行政実例 (上) (下)	宮 元 義 雄	自 治 春 秋	30.3, 4
新しい地方議会と地方首長に期待するもの	鈴 木 俊 一	地 方 自 治	30.4
議会の運営について	小 林 与 三 次	地 方 自 治	30.6
地方公共団体の議会議員及び長の党派別数調 (昭和29. 10. 1現在)		地方行財政週報	30.3 (30)
都道府県の議員の投票結果に関する調		地方行財政週報	30.4 (20)
都道府県知事の投票結果に関する調		地方行財政週報	30.4 (20)
知事及び五大市長年令別当選人に関する調		地方行財政週報	30.4 (20)

題 名	著 者 名	雜 誌 名	年 月 (巻 號)
知事及び五大市長職業別当選人に関する調		地方行財政週報	30.4 (20)
知事及び五大市長党派別当選人に関する調		地方行財政週報	30.4 (20)
都道府県知事及び五大市長の 党派別得票数に関する調		地方行財政週報	30.4 (20)
知事及び五大市長の開票結果に関する調		地方行財政週報	30.4 (20)
知事及び五大市長当選人得票数調		地方行財政週報	30.4 (20)
五大市の議会の議員及び長の 投票結果に関する調		地方行財政週報	30.4 (20)
市(区)の議会の議員の投票結果に関する調 (昭30.5.1現在)		地方行財政週報	30.4 (27)
市長の投票結果に関する調 (昭30.5.1現在)		地方行財政週報	30.4 (27)
町村の議会の議員の投票結果に関する調 (昭30.5.1現在)		地方行財政週報	30.4 (27)
町村長の投票結果に関する調 (昭30.5.1現在)		地方行財政週報	30.4 (27)
町村合併を語る (座談会)		北海道自治	30.1
町村合併促進法の一部改正について	中 村 啓 一	自治時報	30.1
町村合併促進法の一部を改正する法律解説	林 忠 雄	地方自治	30.2
町村合併促進法の一部を改正する法律	林 忠 雄	地方自治	30.6
町村合併促進途上の問題	宮 沢 弘	地方自治	30.1
町村合併と部落	佐久間 彌	自治研究	30.1
地方財政からみた町村合併	荻 田 保	自治研究	30.1
市町村合併は斯くして進む (七) —札幌市議会と隣接町村の動向—	上 林 久 治	北海道自治	30.3
町村合併28年度及び29年度の決算	宮 沢 弘	地方自治	30.5
町村合併に併う学校建築とその問題点	田 中 徳 治	地方自治	30.5
町村合併と社会福祉事業	黒 木 利 克	地方自治	30.5
町村合併と農村計画	坂 村 吉 正	地方自治	30.5
合併町村に対する国有林野の私下問題	林野調査課	地方自治	30.5
町村合併と郵便	浅 野 賢 澄	地方自治	30.5
町村合併と電信・電話	行 広 清 美	地方自治	30.5
新市町村建設と地方計画	山 東 良 文	地方自治	30.5
新町村建設の具体的方策について	加 倉 井 竜 田	地方自治	30.5
新市町村建設への途	小 林 与 三 次	地方自治	30.5
かくして建設した	三 原 佐 市 郎	地方自治	30.5
わが町の合併をめぐる	堀 利 助	地方自治	30.5
町村合併基本計画に対する合併進捗状況 (昭30.1.1現在)		地方行財政週報	30.1 (19)
町村合併基本計画に対する合併進捗状況 (昭30.2.1現在)		地方行財政週報	30.2 (9)
町村合併基本計画に対する合併進捗状況 (昭30.3.1現在)		地方行財政週報	30.3 (12)
町村合併基本計画に対する合併進捗状況 (昭30.4.1現在)		地方行財政週報	30.4 (20)

題 名	著 者 名	雜 誌 名	年 月 (巻 號)
町村合併基本計画に対する合併進捗状況 (昭30.5.3現在)		地方行財政週報	30.5 (11)
町村合併基本計画に対する合併進捗状況 (昭30.6.1現在)		地方行財政週報	30.6 (15)
町村合併月別減少町村数調 (昭30.1.1現在)		地方行財政週報	30.1 (19)
町村合併月別減少町村数調 (昭30.2.1現在)		地方行財政週報	30.2 (9)
町村合併月別減少町村数調 (昭30.3.1現在)		地方行財政週報	30.3 (2)
町村合併月別減少町村数調 (昭30.4.1現在)		地方行財政週報	30.4 (20)
町村合併月別減少町村数調 (昭30.5.3現在)		地方行財政週報	30.5 (11)
町村合併月別減少町村数調 (昭30.6.1現在)		地方行財政週報	30.6 (15)
市町村の増減数調 (昭30.2.1現在)		地方行財政週報	30.2 (9)
市町村の増減数調 (昭30.3.1現在)		地方行財政週報	30.3 (2)
市町村の増減数調 (昭30.4.1現在)		地方行財政週報	30.4 (20)
市町村の増減数調 (昭30.5.3現在)		地方行財政週報	30.5 (11)
市町村の増減数調 (昭30.6.1現在)		地方行財政週報	30.6 (15)
町村合併実績態様調(昭30.1.2から昭30.2.1まで)		地方行財政週報	30.2 (9)
町村合併実績態様調(昭30.2.2から昭30.3.1まで)		地方行財政週報	30.3 (2)
町村合併実績態様調(昭30.3.1から昭30.4.1まで)		地方行財政週報	30.4 (20)
町村合併実績態様調(昭30.4.2から昭30.5.3まで)		地方行財政週報	30.5 (11)
町村合併実績態様調(昭30.5.4から昭30.6.1まで)		地方行財政週報	30.6 (15)
市町村の廃置分合の調 (昭和30.1.2から昭30.2.1まで)		地方行財政週報	30.2 (9)
市町村の廃置分合の調 (昭30.2.2から昭30.3.1まで)		地方行財政週報	30.3 (2)
市町村の廃置分合の調(昭30.3.2から昭30.3.31まで)		地方行財政週報	30.4 (20)
市町村の廃置分合の調(昭30.4.1から昭30.5.3まで)		地方行財政週報	30.5 (11)
市町村の廃置分合の調(昭30.5.4から昭30.6.1まで)		地方行財政週報	30.6 (15)
町村合併促進法施行時と合併完了後の 町村の状況調 (昭30.3.1現在)		地方行財政週報	30.3 (2)
町村合併促進法による「都道府県議会議員の 選挙区の特例条例」制定状況調		地方行財政週報	30.3 (3)
市町村職員共済組合運営上の諸問題	山口敏之	自治時報	30.4
新町村の当面する困難性	林忠進	地方財務	30.5

法 学 一 般

第22回特別国会提出予定法律条約一覧		資料月報	30.3
第二十二特別国会に提出された法律案		ジュリスト	30.6 (1)
国会の会議録について	鈴木隆夫	ジュリスト	30.6 (1)
死刑をめぐる議会論争	日沖寛郎	ジュリスト	30.6 (1)
改正された国会法 一解説と問題点一	奥野健一	ジュリスト	30.3 (15)

題名	著者名	雑誌名	年月(巻號)
臨時議会における付議事件と急施事件	佐藤可水	自治春秋	30.2
議会議員に対する退職金支給の可否	藤森由一	地方財務	30.5
内閣が憲法改正発案権を 有するかどうかについての諸説	小早川淳一郎	資料月報	30.6
損害賠償と損失補償 (上) (中)		時の法令	30.1 (23) 30.2 (3)13
ビキニ被災に慰謝料 200 万ドル		時の法令	30.2 (3)
損害賠償支払の登録制施行 一支払後権利を取得した第三者に対抗し	香川保一	時の法令	30.4 (13)
会計監査官制度 (一) (二)	小林与三次	自治研究	30.2,4
司法権の公正と独立	大西芳雄	法律時報	30.1
司法新体制における二つの理想	藤田八郎	ジュリスト	30.5 (15)
最高裁判所小法廷は下級裁判所か	岩田誠	ジュリスト	30.1 (15)
裁判における実践理性の優位	長尾和夫	法律時報	30.2
裁判を受ける権利、 特別裁判所及び行政的最終性の問題	河原峻一郎	ジュリスト	30.1 (1)
行政事件訴訟の手引	堀家嘉郎	北海道自治	30.4
プロベイション制度の理想と現実 (一) (二)	高橋正巳	判例時報	30.5 (15) 30.6 (1)
判例訴因法 (一)	横井大義 鈴木三男	法律時報	30.6
判例の補強証拠理論	平場安治	法律時報	30.6
刑事手続規定と人身の保障	江家義男	法律時報	30.1
押売りの犯罪性	谷口正孝	ジュリスト	30.5 (1)
立法批評 保釈 行政事件訴訟特例法逐条研究 [第18回]	田中二郎外6名	ジュリスト	30.6 (15)
民法改正に対する建議書		法律時報	30.2
民法親族編・相続編改正法案の変更経過	法務省民事局	法律時報	30.2
改正民法の成立するまで その二 民法改正法案の立案経過	我妻良外5名	法律時報	30.2
自動車事故のひかれ損を防止 立案中の自動車損害賠償保障制度	黒住忠行	時の法令	30.3 (3)
自転車競技法等の臨時特例を延長	法制局第三部	時の法令	30.4 (23)
自転車競技法等の特例措置の延長	法制局第三部	時の法令	30.6 (23)
「商法の一部を改正する法律案要綱仮案」 について	吉田昂	ジュリスト	30.3 (15)
商法改正の問題をめぐって 一法制審議会の答申要綱を中心に	林信一	時の法令	30.5 (23)
商法改正法案の問題点 (第一回) 株主の新株引受権 1	石井照久外4人	ジュリスト	30.6 (15)
改正株式会社法施行の実態調査 (一) (二) (三) (四)	西原寛一外3人	ジュリスト	30.2 (1)15 30.3 (1)15 30.4 (1)15 30.5 (1)15 30.6 (1)
共同研究 株主総会 (一) (二) (三) (四) (五)	大隅健一郎 他3人	ジュリスト	30.5 (1)15 30.6 (1)
新株引受権についての定款の記載に関する判決 I C C 総会における法律商慣習部会 一決議を中心とする議事の概要	大隅健一郎	ジュリスト	30.5 (1)
三十年ぶりに衣替える商標法	依田信太郎	ジュリスト	30.6 (15)
月賦販売の法律構造		時の法令	30.3 (23)
	幾代通	法律時報	30,3

題 名	著 者 名	雜 誌 名	年 月 (巻 號)
月賦販売等をめぐる犯罪	高橋 勝 好	法 律 時 報	30.3
月賦販売の実情とその法律関係 (座談会)	長谷部茂吉 他5人	法 律 時 報	30.3
簡易保険の保険料引下げと 郵便年金の最高額を引下げ	石丸 貞 次 郎	時 の 法 令	30.6 (23)
百貨店問題と独占禁止法	村 松 寿	時 の 法 令	30.2 (3)
石炭鉱業合理化臨時措置法案要綱		資 料 月 報	30.4
農村の相続形態 (二)	渡 辺 洋 三 唄 孝	法 律 時 報	30.2
自作農維持創設資金融通法案をめぐって		資 料 月 報	30.4
日本住宅公団法と住宅融資保険法 —住宅対策の二つの法律案について—	南 部 哲 也	時 の 法 令	30.6 (3)
悪法論議について (一) (二) —「法律の 解釈は無限である」ということの意義—	牧 野 英 一	警 察 研 究	30.1,2
法令用語の改善	吉 田 一 郎	時 の 法 令	30.1 13
こよみと法律 —世界暦の問題に関連して—		時 の 法 令	30.3 (3)
法哲学および法学と言語理論	碧 海 純 一	法 律 時 報	30.4
法律相談と法律学の学習	滝田毅一他2人	法 律 時 報	30.4
心理学と法律学	村 松 常 進	法 律 時 報	30.4
政治学と法律学	虱 山 政 道	法 律 時 報	30.4
歴史学と法律学	家 永 三 郎	法 律 時 報	30.4
経済学者の立場から法律学への疑問	宇野弘藏他2人	法 律 時 報	30.4
文学の角度から法律学を見る (対談)	中 川 善 之 助 中 島 健 蔵	法 律 時 報	30.4
犯罪観の法律観	牧 野 英 一	法 律 時 報	30.5
自由心証主義の内容と限界	荒 川 省 三	法 律 時 報	30.6
事実認定と自由心証主義 —その一 在野法曹の立場から—	河田広 他3人	法 律 時 報	30.6
裁判の社会化	菊 池 勇 夫	判 例 時 報	30.1 (15)
解し難い公安条例合憲判決 (座談会)	田中二郎他2人	ジ ュ リ ス ト	30.2 (1)
フランス物価約款の新例		資 料 月 報	30.2
破産事件の断相と若干の問題	石 井 良 三	ジ ュ リ ス ト	30.2 (1)
住宅対策と新法律案		資 料 月 報	30.3
近代ドイツ公法学の理論 (四)	綿 貫 芳 源	自 治 研 究	30.1
海底区域(大陸棚)に対する主権 (四・完)		レフアレンス	30.1
沖縄をめぐる法律問題	海野普吉他4人	法 律 時 報	30.3
外国人の指紋を登録	真 田 秀 夫	時 の 法 令	30.3 (23)
インド中国の法律事情	高 木 右 門	判 例 時 報	30.4 (15)
外国法制通信 —フランス民法典改正委員会の事業—	R.ウーアン 山 本 桂 一	ジ ュ リ ス ト	30.5 (1)
市民法と労働法の間	岡 部 実 夫	ジ ュ リ ス ト	30.5 (15)
裁判官の憲法意識	毛 利 与 一	法 律 時 報	30.6
崩壊しゆく人権保障	佐 伯 干 仞	法 律 時 報	30.6

題	著者名	雑誌名	年月(巻號)
不利益変更の禁止	小野 慶二	法律時報	30.6
無罪の推定における「合理的疑」の意義	田村 豊	法律時報	30.6
没収に関する諸問題	谷口 正孝	法律時報	30.6
三鷹事件の判決を機縁として	牧野 英一	資料月報	30.6
法医学における二つ判断	八十島信之助	法律時報	30.6

産 業

外資による農業開発	農 林 課	レファレンス	30.1
愛知用水 (調査報告)	吉 岡 達 夫	改 造	30.2
農業災害補償制度の悩み	内 村 良 英	時 の 法 令	30.3 (13)
水制度 一水資源の利用、 保全はどう運営されているか—	岡 田 覚	時 の 法 令	30.4 (23)
三十年産米は予約買付制で 一新設された米穀懇談会の答申—	松 元 威 雄	時 の 法 令	30.2 (13)
米の統制撤廃に不安はないか 一座談会—	河野農林大臣他	東洋経済新報	30.2 (5)
米穀過剰に各国の対策		東洋経済新報	30.2 (26)
伸び足とめぬ農家収入		東洋経済新報	30.3 (5)
適正米価は九千四百八十円	青 木 萃 一	東洋経済新報	30.4 (30)
農地災害復旧事業の現状とその問題点	大 塚 常 治	自 治 時 報	30.1
災害復旧事業の現状と問題点	浅 村 廉	自 治 時 報	30.1
土木災害の防止と復旧	植 田 俊 雄	自 治 春 秋	30.5
北海道の中小炭鉱について		調 査 月 報	30.1
緊急を要する石炭不況対策	崎 川 範 行	東洋経済新報	30.1 (15)
石炭業の窮状をどう打開するか 生産カルテルの結成を認めよ	村 木 武 夫	東洋経済新報	30.2 (26)
石炭業の窮状をどう打開するか —米炭輸入の阻止こそ先決—	阿 部 竹 松	東洋経済新報	30.2 (23)
石炭鉱業の合理化の利用について	谷 村 昭 一	資 料 月 報	30.2
石炭鉱業の合理化に臨時措置法	島 田 春 樹	時 の 法 令	30.6 (23)
鋼材値上りをめぐる鉄鋼・造船の立場		東洋経済新報	30.3 (5)
最近の屑鉄問題と取引事情		調 査 月 報	30.4
鉄鋼業の最近の情報	通産省重工業局	資 料 月 報	30.5
産業は大改造を必要とする 一鉄鋼業の巻—	田 中 久 義	資 料 月 報	30.6
電力5カ年計画 一電源開発審議会—		資 料 月 報	30.1
こうすれば電力原価は下る	松 永 安 左 衛 門	東洋経済新報	30.3 (12)
石油資源総合開発五カ年計画と 開発会社の設立の必要	通産省鉱山局	資 料 月 報	30.5
水銀の現状と将来性 (その二)	今 野 日 出 男	調 査 月 報	30.1
木材資源の利用の合理化方策の決定と 今後の推進の方途	鈴 木 登	資 料 月 報	30.2

題名	著者名	雑誌名	年月(巻號)
本道を主とした木材貿易の現況 (2) —特に合板・吋材を中心として—	民 亮 一	調査月報	30.2
十五号台風による風倒木について	民 亮 一	調査月報	30.4
本年の春鯉漁について	富田、佐藤	調査月報	30.5
本道の「すけそたら」について	今野日出男	調査月報	30.5
岐路に立つプラント輸出対策		東洋経済新報	30.2 (20)
貿易の自由化と米国の域外調達	高橋利一	東洋経済新報	30.3 (19)
貿易自由化への潮流とわが国の貿易	葛野勝太郎	資料月報	30.4
西欧主要国の輸出振興政策		資料月報	30.5
中小企業金融の現状とその対策	馬 郡 巖	時の法令	30.1 (13)
アメリカにおける 「中小企業に関する規定」と実績	神野誠治	資料月報	30.6
最近における生産並びに在庫状況調 —通産省昭和30年1月14日発表—		資料月報	30.1
減つてきた輸入原材料の在庫		東洋経済新報	30.2 (19)
各国における最近の住宅計画概要 —我が国の現状と米国・伊国の例—	中内通明	資料月報	30.2
世界の住宅問題	労働統計調査部	労働時報	30.3
米国の住宅政策	内山脩策	レファレンス	30.3 (3)
イタリアの勤労者住宅建設	中山通明	レファレンス	30.3
イギリスの住宅対策	内山脩策	レファレンス	30.4
ソ連の住宅政策	杉本金馬	レファレンス	30.4
フランスの住宅政策 —ロンドン、エコノミスト誌より—	杉本金馬	資料月報	30.5
西ドイツの住宅政策 —とくに「社会住宅」について—	中内通明	レファレンス	30.5
総合開発を省みて	奥田 亨	自治時報	30.2
物価約款付公社債	山路 鎮 夫	レファレンス	30.2
産業社会学と労使関係	三好豊太郎	労働時報	30.2
弾丸道路と貯蓄運動 —青函隧道早期実現のための参考案—		資料月報	30.2
分割払販売制発達史考	深見 義 一	法律時報	30.3
欧州の生産性向上について	田坂 仁 郎	資料月報	30.2
日本生産性本部の機構と活動	早川 義 明	資料月報	30.3
イギリスにおける産業国有化の性格	中 島 宗 一	レファレンス	30.3
フルシチョフ農業政策の展望	福本和夫	東洋経済新報	30.4 (2)
わが国における生産協力制度	労 政 局	労働時報	30.4,5合併号
企業診断と労働能率	労働基準局	労働時報	30.4,5合併号
物資統制法の回顧	岩田文武	時の法令	30.5 (13)
30年度上期今後の産業動向 —本道鉱工業を中心として—		調査月報	30.6
百貨店概観 —本道を中心として—	富田陽太郎	調査月報	30.6

教 育

題 名	著 者 名	雜 誌 名	年 月 (巻 號)
来年度から改訂される高等学校の教育課程 (上) (下)	徳山正人	時の法令	30.4 (3)B
私立学校の内部規律	關部敏	判例時報	30.4 (1)
青少年保護育成条例	私設法制意見局	ジュリスト	30.4 (15)
青少年保護条例関係資料		法律時報	30.5
戦後少年犯罪の動向	宮内裕	法律時報	30.5
各国労務研究会議の機構と活動 (二) (三) (四)	藤尾正人	レファレンス	30.1, 2, 3
西ドイツにおける歴史教育	児玉嘉之	レファレンス	30.4

国 際

陽の目をみる日ソ通商とソ連の貿易構造	茂森唯士	東洋経済新報	30.2 (12)
日ソ友好の展望	山川均	世 界	30.4
中ソとの国交調整	横田志三郎	世 界	30.4
日ソ交渉と領土問題	田村幸策	ジュリスト	30.4 (15)
日ソ国交調整問題にかんする基礎資料	能勢寅造	レファレンス	30.6
中共貿易の現状と日中貿易の問題点		資料月報	30.1
新段階に入った中共貿易		東洋経済新報	30.2 (12)
日中貿易を軌道にのせるために	西原文夫	中央公論	30.4
日中漁業協定の成立をめぐるつて	小田 滋	ジュリスト	30.6 (15)
ビルマ賠償、経済協力の問題点と協定後の推移 —国会の論議を中心として、 協定後の推移、其の細目協定案—		資料月報	30.2
東南アジア諸国との貿易問題 —開発・貿易・賠償の諸問題について—	葛野勝次郎	資料月報	30.2
日米関係の調整と東南アジアの開発の實現 —日米両国の誤解をとく—	松永安左衛門	東洋経済新報	30.3 (20)
生産性向上に対する米国の援助 —日米間の交換公文について—	松永信謙	時の法令	30.6 (3)
ヨーロッパ 1955年	G・スタイン	世 界	30.1
アジアと太平洋における平和の強化	J・ストリート	世 界	30.1
日本は世界に何を寄与し得るか	南原 繁	世 界	30.1
地域機構概説	別府節弥	レファレンス	30.1
中国人民銀行発展の経過とその活動機能		レファレンス	30.1
拡大と自由化へ進む世界貿易		東洋経済新報	30.2 (5)
マレンコフ辞任後に来るもの (座談会)	田村幸策外3人	東洋経済新報	30.2 (19)
西独再軍備 —その反対者と受益者—	G・スタイン	世 界	30.2
スイス軍制		レファレンス	30.2
台湾海峡問題と米英	松本重次	中央公論	30.4

題名	著者名	雑誌名	年月(巻號)
ヤルタ協定と領土問題	入江啓四郎	ジュリスト	30.4 (15)
伊太利の農地改革と南部開発 —その経済的背景—	村上竜太郎	レファレンス	30.4
水燐製造と英国の運命 (チャーチル首相最後の演説)		東洋経済新報	30.4 29
米国1954年原子力法における 国際活動に関する条項		資料月報	30.5
原子力の非軍事的使用に関する米土間協定		資料月報	30.5
仲継貿易港として見た香港 —特に中共との関係を中心として—	国立国会図書館 調査立法調査局	資料月報	30.5
イギリスの老入福祉白書	田中 寿	レファレンス	30.5
西独の再軍備と財政経済乃至人的資源	山越道三	レファレンス	30.6

労働

30年度予算から見た労働対策の動向	河島幸助	資料月報	30.4
日本経済における労働問題の解決点	野田信夫	労働時報	30.6
六百万人にのぼる潜在失業		東洋経済新報	30.1 22
雇用の増大のために	石橋 湛山	東洋経済新報	30.1 22
完全雇用をめざす六カ年計画		東洋経済新報	30.1 29
新規学卒者の就職事情	職業安定局	労働時報	30.2
最近の各国における失業問題	労働統計調査部	労働時報	30.2
デフレ下の労働事情概観	金丸計三	資料月報	30.2
未亡人の雇用問題	婦人少年局	労働時報	30.3
雇用失業の問題意識と政策視点	松尾 均	労働時報	30.3
日本経済における雇用・失業問題	鈴木諒一	労働時報	30.3
わが国人口の将来と雇用問題	美濃口時次郎	労働時報	30.3
不況にあえぐ炭鉱労働事情のその後		労働時報	30.3
雇用・失業対策はどうあるべきか (上) (下) —失業対策審議会の答申—	宮本 一朗	時の法令	30.5 (13)23
失業保険法の改正について	職業安定局	労働時報	30.6
米国の失業情勢と景気動向	労働統計調査部	労働時報	30.3
労使は何を望んでいるか	松田正賢外2人	東洋経済新報	30.1 (15)
転換期に立つわが国の労使関係	藤林 敬三	労働時報	30.2
労働者の権利はなぜ邪魔であるか	浅井 清信	法律時報	30.1
英国労使関係に底流するもの	金子美穂	労働時報	30.2
主要労働組合組織系統一覧表	衆議院労働委員会 専門委員会	資料月報	30.1
わが国労働組合の組織現況	労働統計調査部	労働時報	30.6
労働組合運動の戦後十年とその展望	山中篤太郎	労働時報	30.6
組合活動の正当性と適法性	三 藤 正	ジュリスト	30.5 (15)

題 名	著 者 名	雜 誌 名	年 月 (巻 號)
ビケの限界をめぐる諸問題 —国会の審議を中心として—	高野実 外7名	資 料 月 報	30.1
ビケの限界	後 藤 清	判 例 時 報	30.2 (15)
炭労スト—鉱山保安法とロックアウト	定 塚 道 雄	ジ ュ リ ス ト	30.6 (15)
日鋼室蘭争議 —その経過と問題点—	佐 伯 替 治	ジ ュ リ ス ト	30.2 (15)
春季闘争の成果と今後の問題点	太 田 薫	労 働 時 報	30.6
春季賃金闘争の経過	労 政 局	労 働 時 報	30.6
春季賃金闘争を省みて	松 田 正 雄	労 働 時 報	30.6
英国鉄道争議の経過とその意義	労働統計調査部	労 働 時 報	30.4,5 合併
共同決定権をめぐる西ドイツ労働者の抗議スト	労働統計調査部	労 働 時 報	30.6
フランスにおける強制仲裁制度		レファレンス	30.1
ニュージーランドの強制仲裁制度		レファレンス	30.3
職権別等賃金実態調査結果の一部について	辻 英 雄	労 働 時 報	30.2
婦人労働者の賃金所得	婦人少年局	労 働 時 報	30.4,5 合併
わが国における最近の賃金構造	労働統計調査部	労 働 時 報	30.4,5 合併
新規就職者の初任給	松 本 洋	労 働 時 報	30.4,5 合併
賃金制度の現状と問題点	宮 島 久 義	労 働 時 報	30.4,5 合併
当面する賃金問題に関する労使の見解	日経連 他2名	労 働 時 報	30.4,5 合併
英国における賃金問題	金 子 美 雄	労 働 時 報	30.4,5 合併
アメリカの家内労働対策について	大 羽 綾 子	労 働 時 報	30.4,5 合併
生産報償制度について —諸外国および日本の現状—	阿 部 弘	資 料 月 報	30.4
生産報償制度について	阿 部 弘	レファレンス	30.5
西ドイツ公務員の労働時間		レファレンス	30.5
医療保険の当面する諸問題	今 井 一 男	時 の 法 令	30.1 (23)
労働安全衛生規則改正の問題点	労働基準局	労 働 時 報	30.1
労災保険法改正案について	労働基準局	労 働 時 報	30.6
けい肺特別保護法案について	労働基準局	労 働 時 報	30.6
世界各国の健康(出産)保険制度の概要 (一) (二)	社会部 社会厚生課	レファレンス	30.6,8
世界各国の健康(出産)保険制度の概要 (三)	社会部 社会厚生課	資 料 月 報	30.6
当面の年金問題	今 井 一 男	時 の 法 令	30.4 (3)
社会保障制度審議会の二つの勧告 —社会保障 の総合的機関の設置と結核対策の強化改善—	小 島 徳 雄	時 の 法 令	30.5 (3)
亜砒酸塵による中毒	館正知 他2名	北海道労働研究	30.3
ベンゾール (Brn 201) 中毒に関する調査研究	安部三史他6名	北海道労働研究	30.3
28年における主要産業労働生産性の傾向	労働統計調査部	労 働 時 報	30.1
昭和29年労働情勢報告		労 働 時 報	30.2
昭和29年の婦人労働統計	婦人少年局	労 働 時 報	30.2

題名	著者名	雑誌名	年月(巻號)
昭和29年第4,4半期労働情勢報告		労働時報	30.4,5合併号
北海道におけるイカ釣作業従事児童の 衛生学的実態調査	蘭野正隆外7名	北海道労働研究	30.3
北海道における開発建設機械操縦員の 労働衛生学的調査	安部三史他9名	北海道労働研究	30.4
北海道における冬期林業労働者の 衛生学的実態調査	安部三史他10名	北海道労働研究	30.4
北海道におまる冬山造材労務者の生活実態調査	小笠原英夫	北海道労働研究	30.4

保 安

警察義務と警察緊急状態 —警察実体法小論の三一	土屋正三	警察研究	30.1
警察職員の人事管理に関する規則・規程・訓令 (一)	雨森和雄 浅見勝也	警察研究	30.2
警察官のはたす法的機能について	広中俊雄	ジュリスト	30.3 (15)
新警察法の効力と地方自治法の納税者訴訟		時の法令	30.4 (3)
公安条例の合憲性とその限界	田中二郎	自治研究	30.1
戦争と犯罪	小川太郎	法律時報	30.5
集団示威運動は自由か	平賀健太	ジュリスト	30.4 (1)
集会・集団行進の許可制と届出制	河原峻一郎	ジュリスト	30.5 (15)
猥せつ出版の取締と青少年保護条例	鶴田正三他3人	法律時報	30.5
資本主義社会の犯罪	木村亀二	法律時報	30.5
戦後経済犯罪の考察	武安将光	法律時報	30.5
犯罪と社会 (対談)	宮城音弥 成能通孝	法律時報	30.5
イギリス都市の警邏	土屋正三	警察研究	30.2
コメツト事故査問委員会	香川久雄	レファレンス	30.2

人 事

地方公務員の給与ベースについて	藤森由一	地方財務	30.1
公務員制度改革の動向 —どんな点が問題となるか—	岡部史郎	時の法令	30.2 (13)
公務員制度改革の基本問題	小林忠雄	自治研究	30.3
停年による休職処分	調子静	自治春秋	30.3
地方公務員—所謂停年制々定の可否について		地方行政週報	30.4 (6)
公務員の職階制の問題	三宅太郎	自治研究	30.4
各国の幹部公務員任用制度 (一) (二)	今村久明	時の法令	30.4 30.5 (13)

雑

題 名	著 者 名	雜 誌 名	年 月 (卷 號)
天皇の他位	黒田 覚	ジュリスト	30.1 (1)
家族制度の復活	川島 武宜	ジュリスト	30.1 (1)
日本に於ける平和理論と平和運動	久野 収	世 界	30.1
現代戦争のメカニズム	高木 惣吉	世 界	30.1
昭和三十年度土地及び家屋の平均価額の概要	森岡 敞	自治時報	30.2
昭和70年頃の日本の人口はどうか	厚生省 人口問題研究所	資料月報	30.2
住宅難は緩和するか		東洋経済新報	30.2 (12)
「サービス・マーク」について	荒玉 義人	ジュリスト	30.2 (15)
政 党 人	岩淵 辰男	世 界	30.2
中立主義と世界平和	B・ラッセル	世 界	30.3
イデオロギーとしての家族制度	川島 武宜	世 界	30.3
〔資料〕 明治・大正月賦風俗		法律時報	30.3
内外新聞・雑誌等に表われた諸統計		資料月報	30.3
千島・樺太論	高野 雄一	ジュリスト	30.4 (15)
文民の誕生	宮沢 俊義	ジュリスト	30.4 (15)
医者と裁判官	松田 道一雄	法律時報	30.4
裁判と言語魔術	正木 ひろし	法律時報	30.4
人口の重心に関する実証的研究	川島 博	自治研究	30.5
競馬・競輪等平日開催禁止に伴う諸問題	天野 定夫	地方財務	30.5
汚職と官僚制	辻 清 明	法律時報	30.5
温室行刑雑記	宮田 義雄	法律時報	30.5
本年十月一日に国勢調査 —大正九年以来第八回目—	川島 博	時の法令	30.5 (23)
計量行政の運用を円滑化	法制局 第三部	時の法令	30.6 (23)
サー・ウインストン・チャーチルの著作目録		レファレンス	30.6

昭和三十年十月二十日発行

北海道議會時報
(第七卷第十號)

編集 北海道議會事務局調査課

発行 北海道議會事務局

電話 ②六九一九番

九月のメモ

- 1 ○米B・C級戦犯二十二名仮釈放。
- 2 ○米の予約申込総計纏る、二千七百七十万石、政府予定の一一八%。
- 3 ○石狩川秋味漁はじまる。
- 4 ○農相「海外派兵の義務を負わない」旨言明。
- 5 ○河井参議院議長来道。
- 6 ○外務省ソ連抑留者名簿を発表、本道関係百五名。
- 7 ○道食糧事務所難穀戦後最高の豊作と第一回生産数量(八・一五現在)を発表。
- 8 ○十勝地方に豪雨禍、六百八十戸に浸水、二千町歩に被害。
- 9 ○国際数学会議開かる。(東京)
- 10 ○重光外相帰国、海外派兵は諷報と声明。
- 11 ○一万田蔵相IMF世銀総会に出席のためトルコ、イスタンブールへ出発。
- 12 ○B・C級戦犯小松元中将ら三十三名仮出所。
- 13 ○独ソ会談開かる。(モスクワ)
- 14 ○農林省三十年産春植ジャガ芋の予想収穫を発表、最高記録本道収穫予想三億一千六百余万貫。
- 15 ○日本のガット(関税及び貿易に関する一般協定)正式加入発効。
- 16 ○岸幹事長帰国。
- 17 ○砂川町で強制測量、二千人の警官を動員し七本の杭を打つことに成功。
- 18 ○A級戦犯の三氏(橋本、賀屋、鈴木)仮出所許可さる。
- 19 ○第十一回道農業会議で知事への答申案最終的に纏る、米の統制撤廃反対決議。
- 20 ○日ソ交渉マリク全権の帰国で自然休止。
- 21 ○北教組中央委開く。
- 22 ○アルゼンチンに反乱発生。
- 23 ○A級三戦犯(賀屋、鈴木、橋本)今朝釈放さる。
- 24 ○大高根(山形)射撃場の測量も遂に実力行使。
- 25 ○ペロンアルゼンチン大統領辞任。
- 26 ○左社定期大会開く。(東京)
- 27 ○衆院行監委で本道の学習帳問題を追及。
- 28 ○ソ東独主権回復条約に調印。
- 29 ○第十回国連総会ニューヨークで開く。
- 30 ○河野農相帰国。
- 31 ○洞爺丸事件に裁決、船長の業務上過失、国鉄は二審を請求。
- 32 ○第十回国体夏季大会開く。(九・二六閉会)(鎌倉)
- 33 ○軍事の青写真交換及び査察に関する米提案を条件付で受諾とのブルガーニン書簡を米発表。
- 34 ○防衛庁顧問の人選決る、旧陸海軍将官十四名。
- 35 ○第二回臨時道議会開く。(二十四日未明閉会)
- 36 ○ア米大統領心臓病で入院。
- 37 ○大達茂雄氏死去。(前文部大臣)
- 38 ○一万田蔵相帰国。(国際通貨基金総会より)
- 39 ○南極観測の計画発表、学術会議で参加を正式決定。
- 40 ○右社拡大中央委開く。
- 41 ○五割増収品種問題で調査団一己開場視察。
- 42 ○民・自両党合同演説会開催。
- 43 ○東独政権認めずと米・英・仏三国外相声明発表。
- 44 ○余刺農産物協定仮調印。
- 45 ○道庁の協同農業研究所視察「政略調査」承認できぬと研究所側で抗議。
- 46 ○台風二十二号本道を襲う。
- 47 ○第二次米国余刺農産物協定仮調印、買付総額六千五百八十万ドル。